

泉南市行財政改革 集中改革プラン
(平成19年度改訂版)

～ 今問われる泉南市の自治力
自治体改革への挑戦 ～

平成19年(2007年)4月

泉 南 市

市民の皆様へ



本市では、平成９年度から他市に先がけて行財政改革に取り組み、平成１５年度までに３５億円の効果額を生み出してきました。平成１６年度からは第３次行財政改革に着手し、実施計画（９９プラン）及び泉南市行財政改革集中改革プランに基づいて行財政改革に不断の取り組みを行ってきました。

一方、国においては「新しい地方財政再生制度」の整備に向け、今通常国会に法案を提出しました。この制度では、単年度（フロー）の財政状況のみを把握する従来の「実質赤字比率」などに加え、長期債務などのストック面に着目した新たな指標を導入することとされています。

このように地方財政を取り巻く環境の変化はめまぐるしく、我々の改革のスピードをはるかに上回る勢いで動いており、本市の行財政運営は今後とも厳しいものと予測されます。限られた経営資源（財源や人材）をいかに有効に活用するかが、第３次行財政改革大綱に掲げた基本理念である「市民が納得する行政サービス提供のための市役所改革」が実現できるかどうかを大きく左右するものと確信しています。

また、国と地方の関係も大きな転換期を迎えています。三位一体の改革により地方自治体の自主性・自立性を高める地方分権改革が進みつつあり、市としても市政改革の大きな弾みとしなければなりません。

そのためには、行財政運営全般にわたって、市民本位の考え方を徹底し、市場メカニズムの活用や施策の選択と集中を積極的に行っていく必要があります。私を先頭に全ての職員が変革をいとわず、新しい価値の創造に向けて果敢に挑戦していく覚悟です。まさに今、「泉南市の自治力が問われている」と私自身肝に命じています。

この集中改革プラン改訂版は、このような私の決意を実行していくための処方箋を示したものです。

本市の財政健全化への道のりは決して平坦なものではありませんが、負担を先送りすることなく、この街を未来の子どもたちに責任を持って引き継いでいけるよう、市政の課題に真摯に向き合い、スピード感を持って行財政改革を推進してまいります。

市民の皆様のあたたかいご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成１９年４月

泉南市長 向井通彦

目 次

I. 改革の基本理念	1
1. 成果志向・成果重視の行財政運営	
2. 市民との協働による行財政運営	
3. 自主・自立の行財政運営	
4. 職員の自己変革とスピード感	
II. 改革の基本目標	2
1. 財政の健全化	
2. 次世代の負担の軽減	
3. 職員の DNA 改革	
4. 市民サービスの向上	
5. 情報開示の徹底、住民によるガバナンスの強化	
III. これまでの行財政改革の取り組み	4
1. 取り組み実績	
2. これまでの行財政改革についての検証・評価	
IV. 泉南市の財政状況	7
1. 歳入の状況	7
2. 歳出の状況	9
3. 平成 17 年度収支決算	11
4. 市財政の分析（概括）	11
5. その他会計の経営状況	16
6. 土地開発公社保有量の状況	17
V. 今後の財政収支見通し	18
VI. 改革取り組み後の財政収支見通し	19
VII. 改革の推進	21
VIII. 改革工程表	24
・ 使用料・手数料等の見直しについて	35
・ （参考）職場活性化・業務改善案提言チーム報告書の取り組み	43
・ 行財政用語集	44

1. 改革の基本理念

本市の行財政改革集中改革プランは、平成 17 年 3 月に総務省が示した「行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえて策定したものであり、今回の改訂にあたって、改革の基本理念は原則として踏襲するものとする。なお「骨太の方針 2006」を踏まえ、8月に総務省から示された「行政改革の更なる推進のための指針」の趣旨についても可能な限り反映させることとする。

1. 成果志向・成果重視の行財政運営

前例にとらわれず、本当に必要なところに限られた経営資源（財源や人材）を集中し、市民の視点に立った成果志向・成果重視の行財政運営を行う。

2. 市民との協働による行財政運営

行政サービスの利用者であり納税者である市民の満足度を最大化するため、市民のニーズに的確に対応した行政サービスを提供するとともに、積極的な情報提供と情報公開を行い、説明責任を果たしながら市民参加を進め、市民の声を十分に反映した行財政運営を進める。

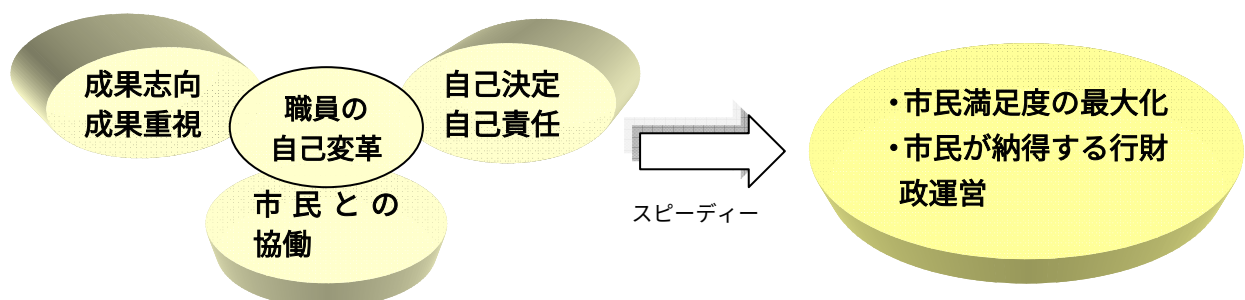
3. 自主・自立の行財政運営

三位一体の改革や地方分権の進展の中で、国から地方への権限や財源の移譲が今後さらに進展することから、自己決定と自己責任のもと、市政の諸課題に自主的・主体的に取り組み、選択と集中により強固な行財政基盤の確立を図る。

4. 職員の自己変革とスピード感

職員一人ひとりが、改革の原動力となる自己の意識変革を遂げなければ市役所の改革はできない。そのため、事業の遂行を前例踏襲的に行うのではなく、常に課題を発見し、解決に向けた改善をスピーディーに行っていく必要がある。

職員の意識が変われば行動が変わる。行動が変われば市役所が変わる。



Ⅱ. 改革の基本目標

本計画では、財政構造の質的転換を図ることを主眼に改革に取り組むこととし、5つの基本目標を設定する。

1. 財政の健全化

(1) 実質収支黒字の確保

平成10年度以降続いていた赤字決算は、平成16年度に7年ぶりに黒字決算となり、平成17年度も2年連続の黒字となった。

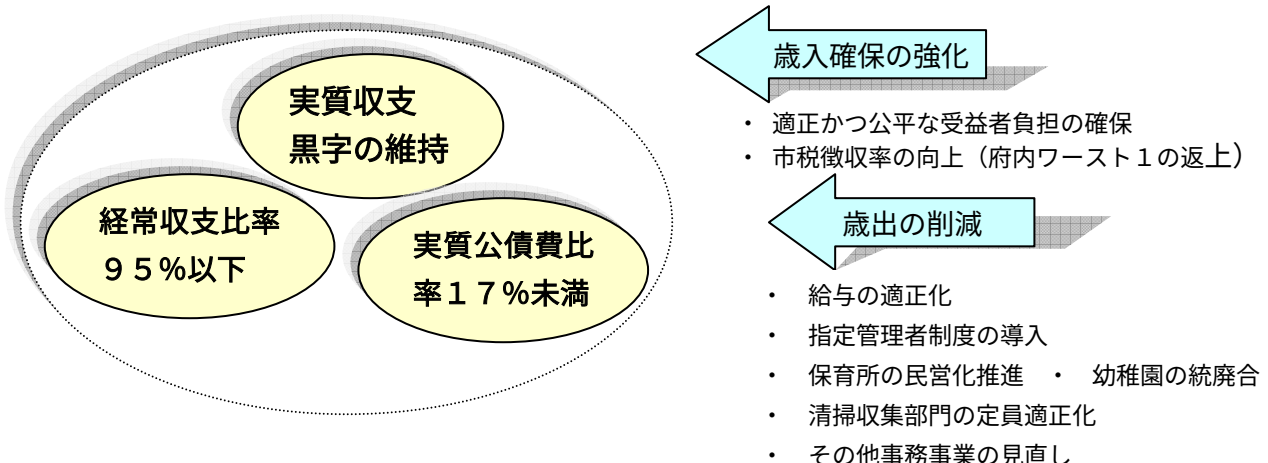
しかし、現状で推移すれば、今後の収支見通しは三位一体の改革等の影響により、平成20年度以降厳しさを増すことから、「歳入確保の強化」と「歳出の削減」に徹底して取り組むことで、継続した黒字化を目指す。

(2) 経常収支比率95%以下

平成17年度の経常収支比率は98.7%であり、5年ぶりに100%を下回ったが、健全な財政運営を維持するため、最低限95%を当面の目標値とする。なお、本市の場合、経常収支比率のうち人件費が府内都市平均（大阪市を除く）に比べて25%程度高いことから、財政収支見通しの最終年度である平成23年度に府内都市平均との差が10%以下となるよう、採用人数の見直しによるさらなる定数の削減及び給与の適正化に努める。

(3) 実質公債費比率17%未満

地方債協議制度では、地方債の信用維持の観点から、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体には、引き続き地方債発行に許可を要することとされている。そのため、今後、毎年度の予算編成を通じ事業の選択と集中をより厳しく行うことで、地方債の発行をできる限り抑制し、実質公債費比率を17%未満とする。（泉南市は17年度末で17.0%）



2. 次世代の負担の軽減

「新たな地方財政再生制度」の導入に伴い、市全体の負債管理が益々重要になってくる。そのため、下水道事業会計や土地開発公社の債務負担なども含めた、市全体の負債管理を適切に行っていく。

(1) 一般会計の市債残高の抑制

一般会計の市債残高は平成17年度末で247億円であり、将来世代の負担を極力軽減するためにも、計画的な抑制を図る。具体には、毎年度の元利償還金の金額が地方交付税で措置される臨時財政対策債等を除いた普通債の残高について、財政収支見通しの最終年度である平成23年度に対17年度比で25%縮減する。

(2) 下水道事業特別会計の市債残高の抑制

下水道事業特別会計では平成17年度末で161億円の市債残高となっており、計画的な抑制を図る必要がある。具体には、後年度の事業費を25%縮減し、3億円以下に縮減する。

(3) 土地開発公社保有高の抑制

土地開発公社の先行取得用地は保有高で101億円となっており、公社の健全化計画に基づく計画的な買戻しにより、保有高の減少を図る。

3. 職員のDNA（職員の発想や意識、組織風土）改革

今後はこれまでの時代とはまったく違う価値観の中で事務や事業を執行しなければならない。分権型社会が進展する今日、本市においても限られた経営資源を最大限有効に活用する知恵が問われている。

そのため、人事評価制度の早期導入により、職員の発想・意識や行動、仕事の進め方を変えるための仕組みの構築を進める。

4. 市民サービスの向上

常に市民の立場に立った対応に努めることが必要であることから、窓口業務のワンストップ化や窓口業務の時間延長などについて検討を行う。

また、乳幼児医療費助成事業やがん検診の充実など市民サービス向上の取り組みを進める。

5. 情報開示の徹底、住民ガバナンス（市民の行政参加、住民監視）の強化

職員の給与・定員や財政情報を市民にわかりやすく開示し、公正の確保と透明性を向上させることで、市民参加・市民との協働をより一層進め、住民によるガバナンスの強化を図る。

Ⅲ. これまでの行財政改革の取り組み

1. 取り組み実績

泉南市では、厳しい財政状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応するため、各種改革に取り組んできた。

(1) 新行財政改革実施計画 (149項目)：期間：平成13～15年度

3年間の財政効果額 19億円

○歳入の確保 4千万円

使用料・手数料の見直し、留守家庭児童会・市民健康診査の有料化 など

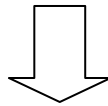
○事務事業の見直し 4億円

個人給付金の見直し、補助金・負担金の見直し など

○人件費の削減 14億円

職員数の削減 (H12年716人、H13年703人、H14年689人、
H15年672人)

特別職・一般職給料の削減、管理職手当・住居手当・特殊勤務手当の削減
一般職定期昇給の延伸 など



(2) 第3次行財政改革実施計画(案) (99項目)：期間：平成16～18年度

2年間(16～17)の財政効果額 8億5千万円

○歳入の確保 2億7千万円

市税収入、下水道使用料等の収納率向上

保育所保育料の見直し、住民健診の有料化 など

○事務事業の見直し 2億5千万円

行政評価システムの構築、組織機構の見直し

市民とのコミュニケーションの推進

施設管理運営の民間委託、広報紙への広告掲載

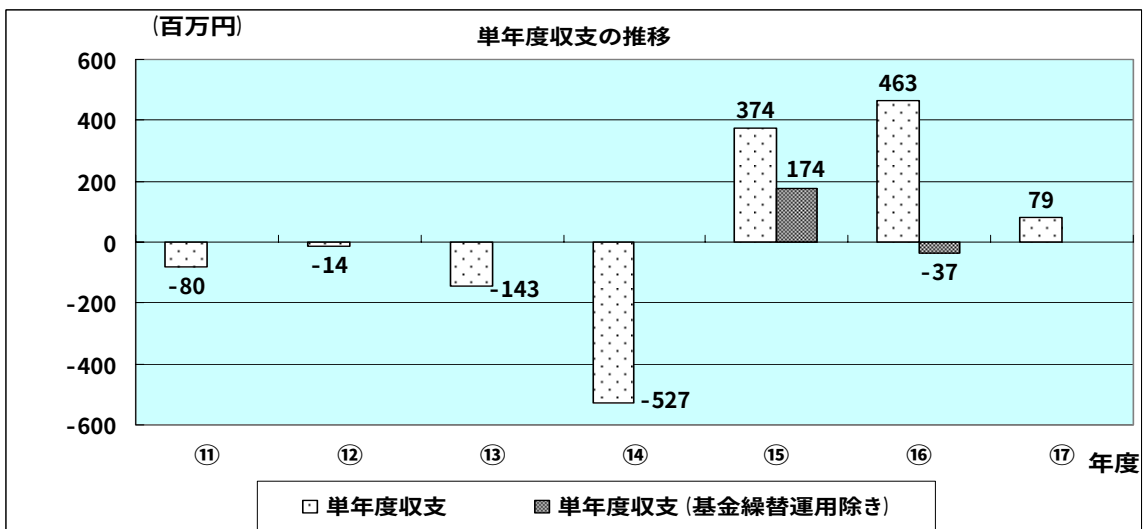
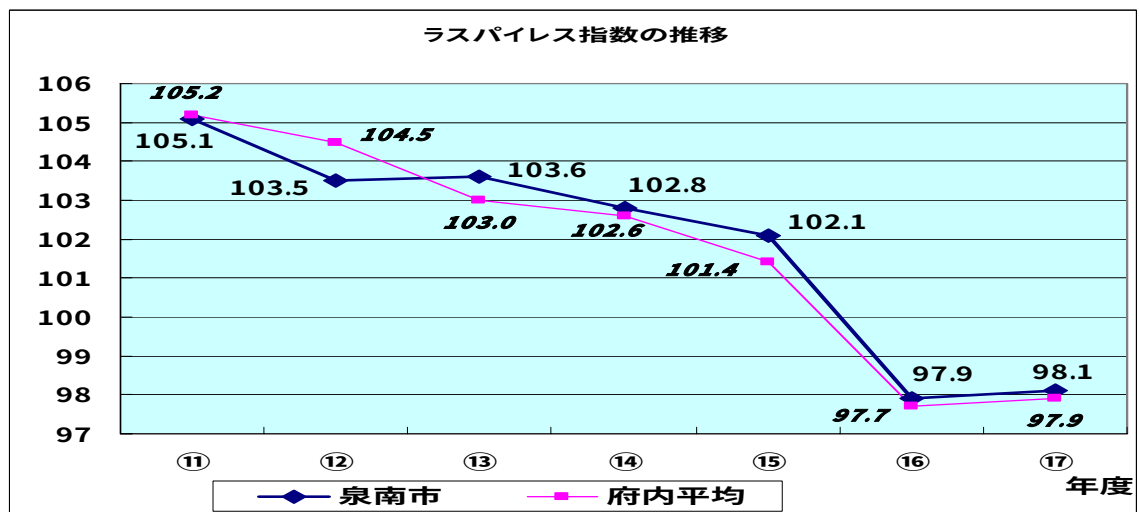
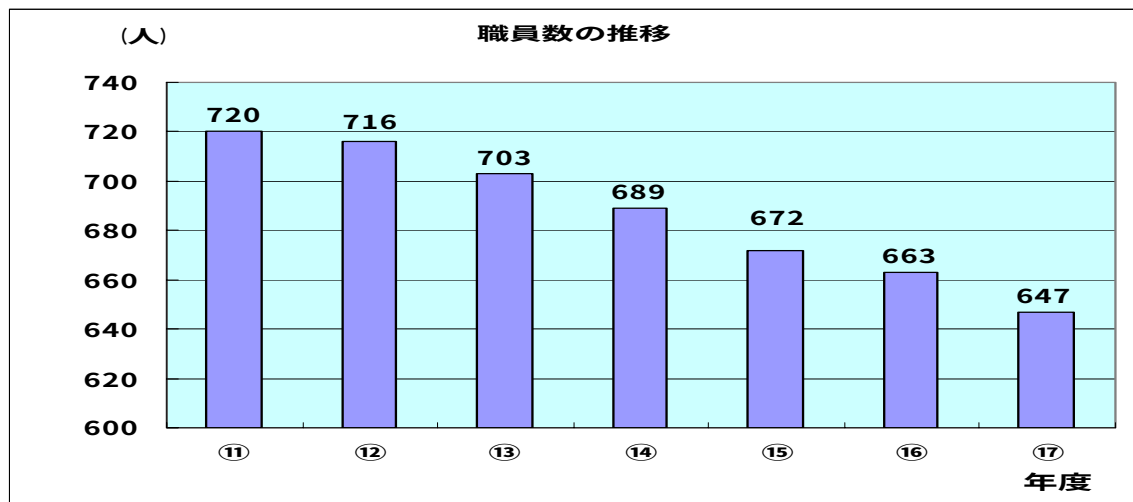
個人給付の見直し、補助金・負担金の見直し など

○人件費の削減 3億3千万円

職員数の削減 (H16年663人、H17年647人)

退職時特別昇給制度の廃止、給与制度の見直し など

(3) 改革による主な取り組み効果（指標）



2. これまでの行財政改革についての検証・評価

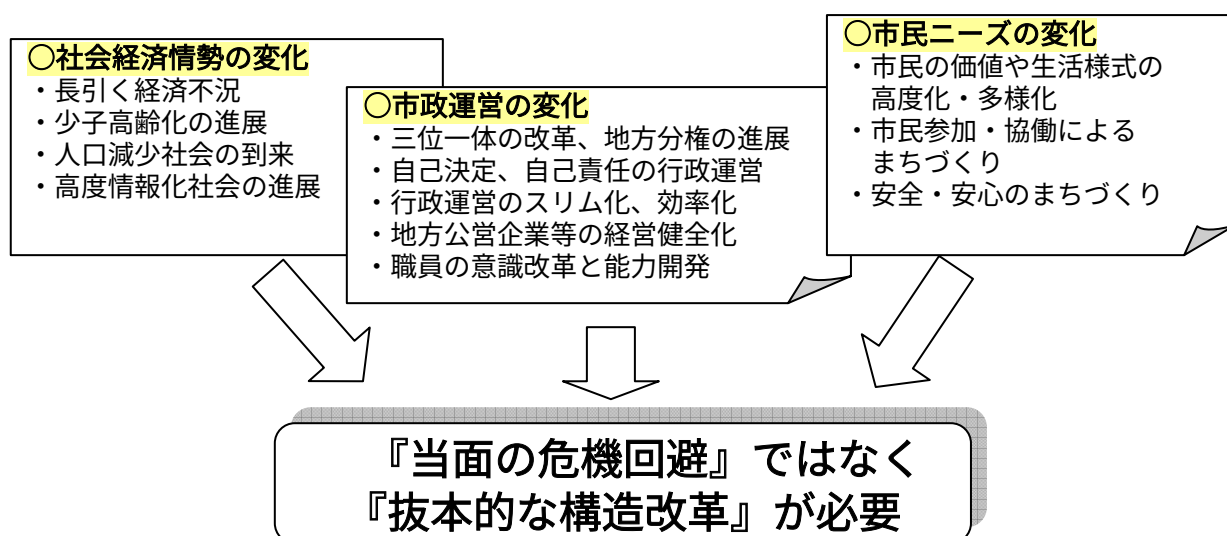
新行財政改革実施計画の実施期間（H13～H15 年度）の 3 カ年で約 19 億円の効果額を、また第 3 次行財政改革実施計画（99 プラン）の実施期間（H16～H18 年度）のうちこれまでの 2 年間で約 8 億 5 千万円の効果額を生み出してきた。

その結果、平成 10 年度から続いた赤字決算は、平成 16 年度決算において 7 年ぶりに黒字決算となり、平成 17 年度まで 2 年連続の黒字決算となっていることは一定評価できるが、財政構造は経常収支比率に見られるように依然硬直化している。

現在の黒字決算も基金からの借り入れによりかろうじて維持している状態であり、本市財政の収支構造は依然厳しい状況にある。さらに地方交付税制度の改革や金利上昇による公債費の増高、「新たな地方財政再生制度」の整備に伴う市債残高等への対応など、市財政を取り巻く環境は今後一段と厳しさを増すものと思われる。

また、平成 16 年度に策定した 99 プランの平成 17 年度末における実施状況は、達成率で 75%に留まっており、残りの 25%は未実施となっている。理由はともあれ、99 プランは行政が市民に約束したいわば「マニフェスト」であり、自ら掲げた目標の 1/4 が実施できなかった結果については猛省すべきである。このことから、今後行う行財政改革については、従来からの緊縮策的な手法による改革のみでなく、職員の意識も含めた構造的な変革をもたらすものでなければならないと考える。

（市を取り巻く環境の変化）



Ⅳ．泉南市の財政状況

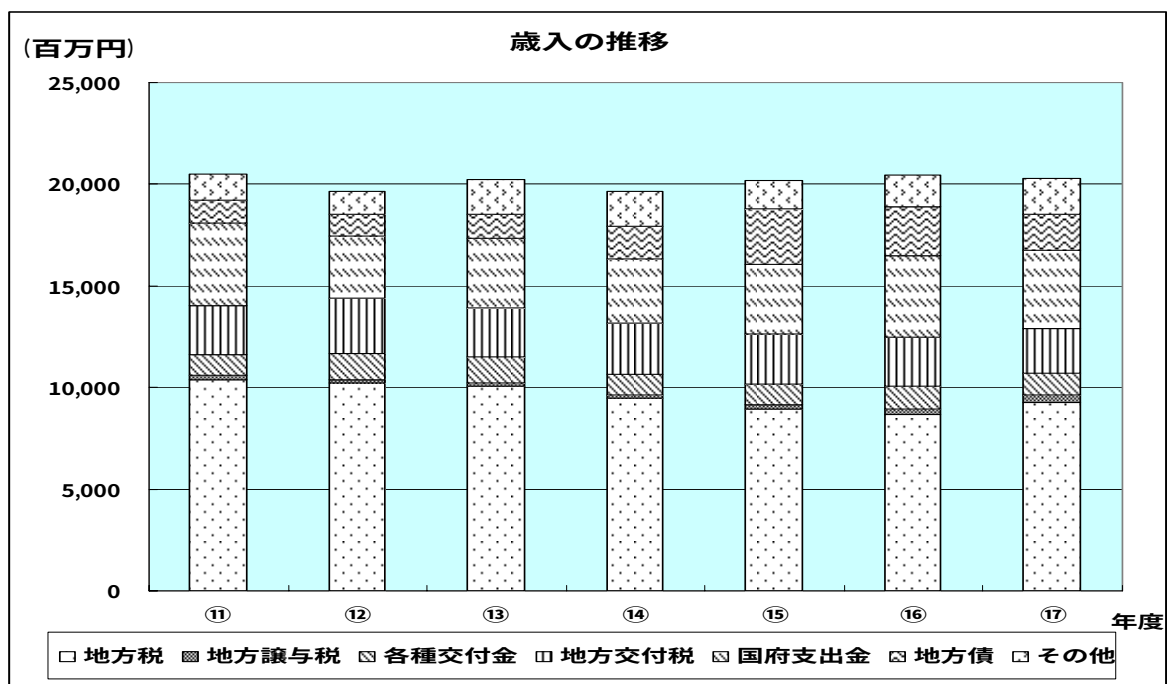
1．歳入の状況

(1) 平成 17 年度決算状況

平成 17 年度決算では、歳入総額は前年度と比較して減少しているが、歳入の根幹をなす市税収入が 92 億 6 千万円で、前年度に比べ 6 億円の増収となっている。主な要因としては、市民税で 3 億円、固定資産税で 2 億 5 千万円の増収となったことが挙げられる。一方、国の三位一体の改革により、地方交付税が大幅に減少するとともに、市債のうち臨時財政対策債も減少している。

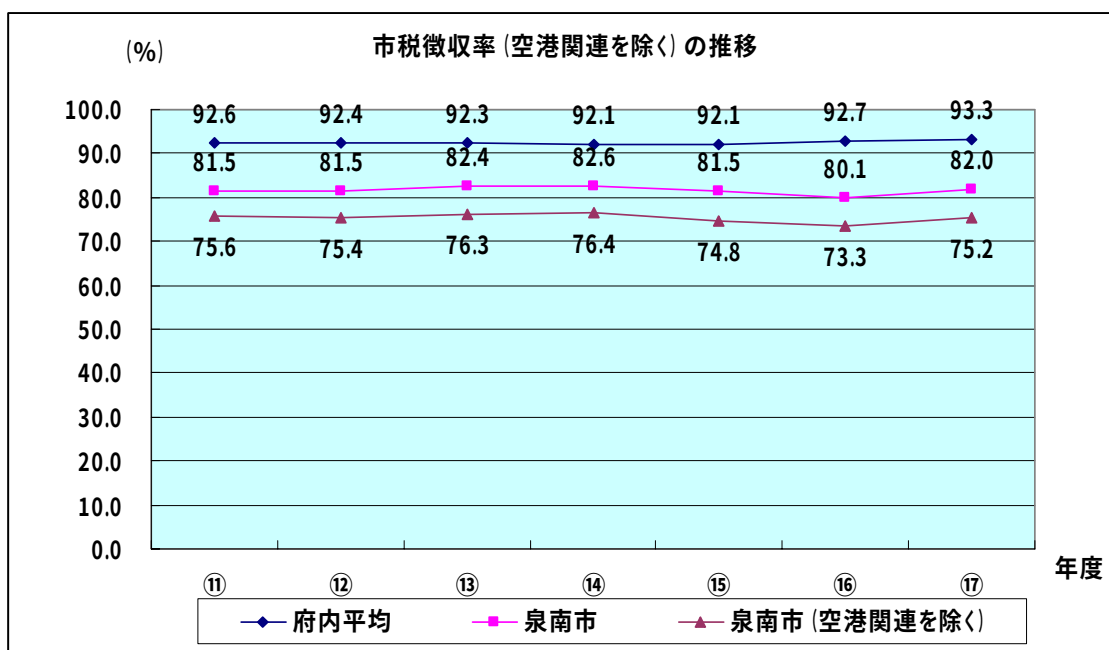
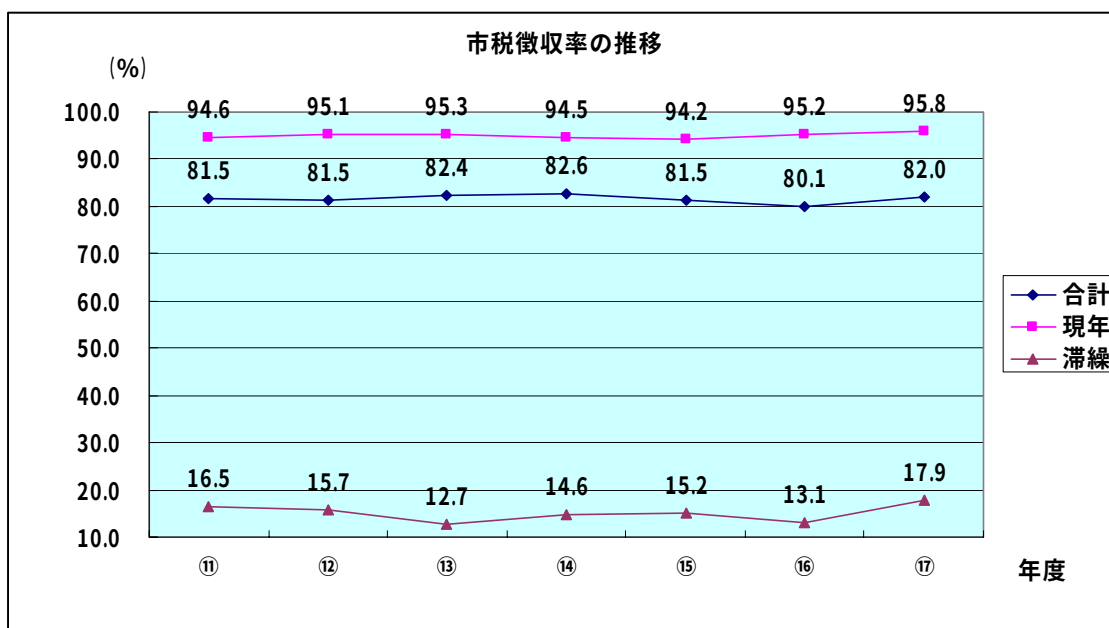
(単位：百万円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
地方税	10,407	10,205	10,052	9,462	8,959	8,659	9,259
地方譲与税	179	180	180	181	178	293	399
各種交付金	1,018	1,282	1,289	1,001	1,023	1,107	1,073
地方交付税	2,402	2,728	2,413	2,514	2,462	2,438	2,186
国府支出金	4,099	3,074	3,393	3,143	3,464	3,970	3,849
地方債	1,106	1,055	1,209	1,654	2,730	2,423	1,781
その他	1,275	1,139	1,686	1,702	1,350	1,558	1,758
歳入合計	20,486	19,663	20,222	19,657	20,166	20,448	20,305



(2) 市税徴収率

自治体存立の基盤とも言うべき市税の徴収率は、平成 17 年度では、現年度分 95.8%、滞納繰越分 17.9%となっており、合計では、82.0%となっている。これは、府内ワースト 1 の水準であり、昭和 47 年以降、34 年連続で最下位となっている。紡績不況という泉南地域特有の事情を斟酌しても、こうした状況がこの先も続くようであれば、住民の理解も得られず、負担の公平性が失われる。また、三位一体の改革による税源移譲の効果も享受できなくなる。



2. 歳出の状況

(1) 平成17年度決算状況

平成17年度決算では、歳出総額は前年度と比較して減少している。

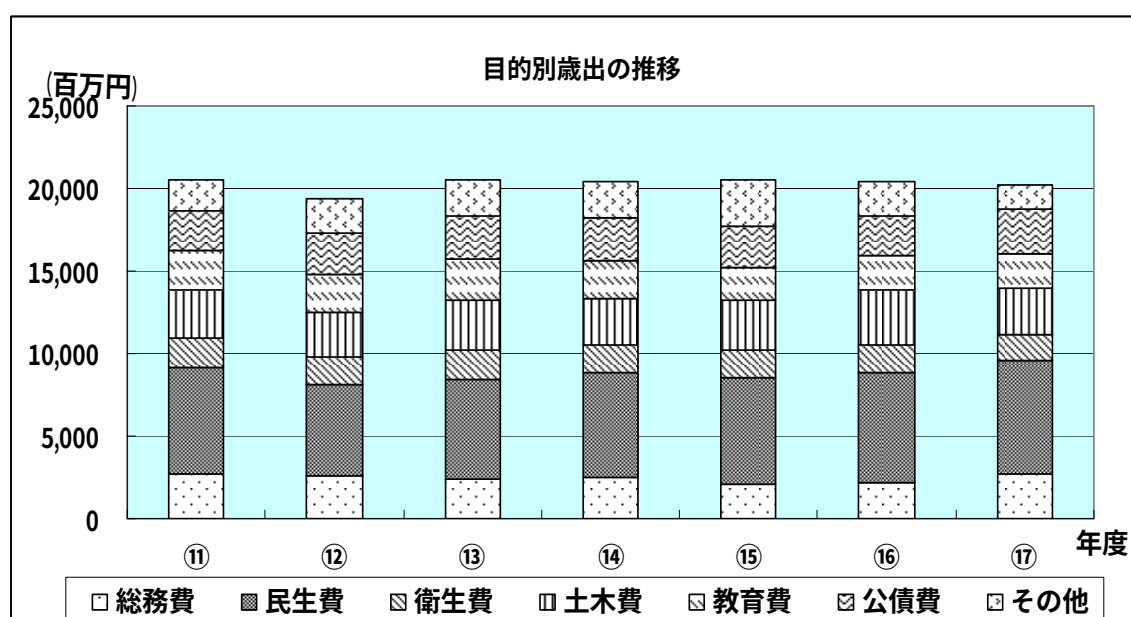
目的別経費で見ると、総務費、民生費、公債費が増加しており、土木費が減少している。また、性質別経費で見ると、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が3年ぶりに増加し、これに対して、投資的経費が大幅に減少している。

増加の要因としては、退職金の増、生活保護費等の増、公債費の繰上償還の増が、減少の要因としては、信達樽井線の事業費の減及び消防庁舎の耐震工事が完了したこと等が影響している。

・目的別歳出決算額の推移

(単位：百万円)

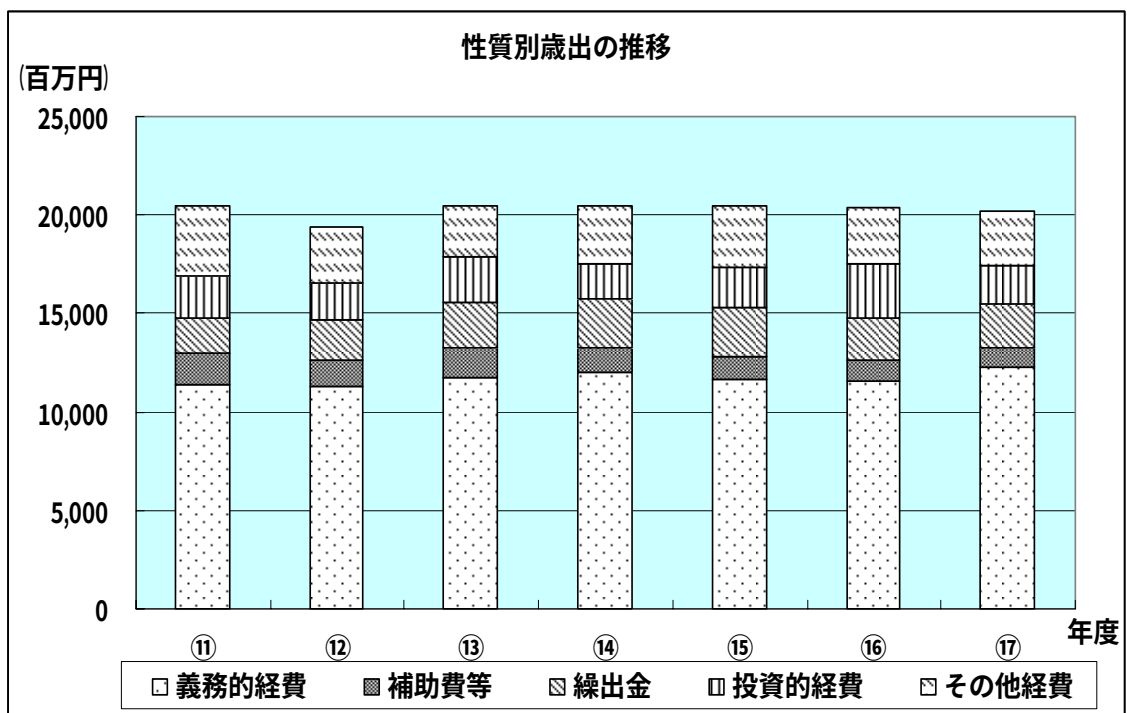
区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総務費	2,698	2,624	2,411	2,522	2,103	2,142	2,674
民生費	6,438	5,518	6,030	6,283	6,458	6,665	6,908
衛生費	1,820	1,677	1,771	1,671	1,616	1,697	1,524
土木費	2,857	2,644	2,992	2,897	3,010	3,371	2,894
教育費	2,476	2,338	2,571	2,210	2,066	2,041	2,056
公債費	2,349	2,496	2,558	2,601	2,485	2,385	2,665
その他	1,847	2,098	2,145	2,258	2,748	2,069	1,448
歳出合計	20,485	19,395	20,478	20,442	20,486	20,370	20,169



・性質別歳出決算額の推移

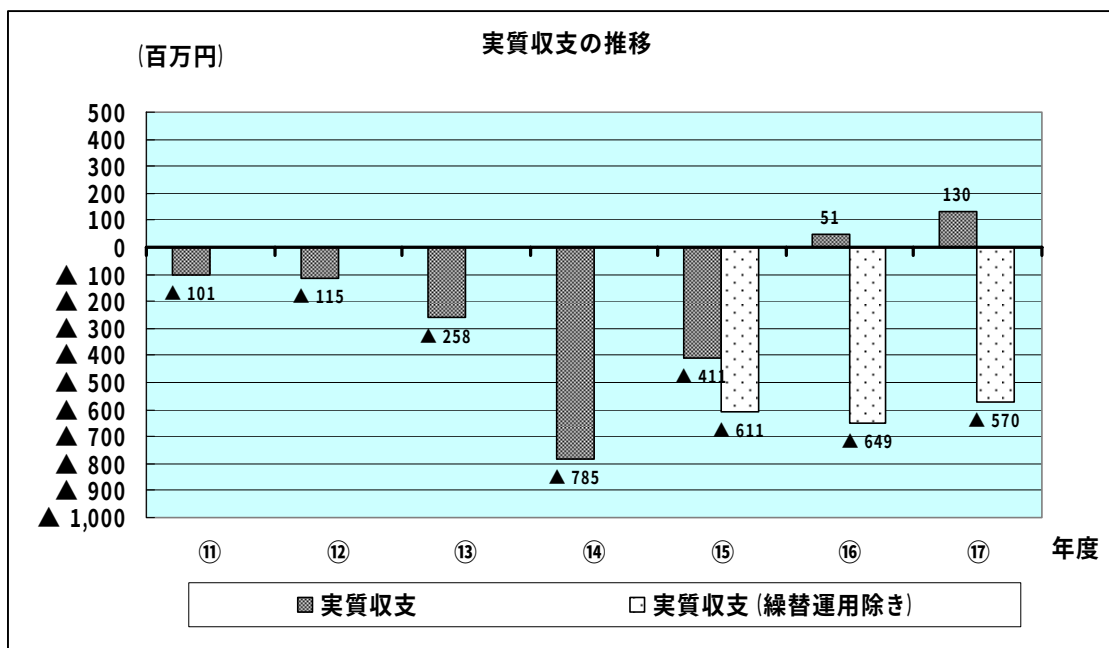
(単位：百万円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
義務的経費	11,352	11,338	11,770	11,994	11,649	11,531	12,237
人件費	6,333	6,491	6,578	6,589	5,948	5,766	6,113
扶助費	2,671	2,351	2,634	2,804	3,218	3,380	3,459
公債費	2,348	2,496	2,558	2,601	2,483	2,385	2,665
補助費等	1,602	1,261	1,468	1,230	1,165	1,058	1,039
繰出金	1,814	2,093	2,345	2,502	2,532	2,220	2,166
投資的経費	2,163	1,812	2,340	1,839	1,962	2,695	2,008
その他経費	3,554	2,891	2,555	2,877	3,178	2,866	2,719
歳出合計	20,485	19,395	20,478	20,442	20,486	20,370	20,169



3. 平成 17 年度収支決算

平成 17 年度決算では、実質収支が、平成 16 年度に引き続き 2 年連続の黒字決算となったが、実質的には、平成 15 年度に 2 億円、平成 16 年度に 5 億円の合計 7 億円を基金からの借金である繰替運用に頼っているため、繰替運用を除くと、依然として赤字となる。



4. 市財政の分析（概括）

市税、普通交付税等の経常収入、人件費、扶助費等の経常的な経費を中心に市の財政を分析すると以下のような状況である。

《歳入》

直近の税収は、関西国際空港、りんくうタウン関連が増加傾向にあることから、全体としては回復基調にあるものの、市税の徴収率は、長年府内ワースト 1 から抜け出せない状況にある。特に、1,000 万円以上の高額滞納者が平成 18 年 9 月現在で 21 件、10 億円となっており、徴収率悪化の大きな要因となっている。こうした傾向は、住宅使用料、駐車場使用料、上下水道使用料、保育料等多方面に表れており、歳入面で負のスパイラル（悪循環）に陥っている。

また、普通交付税は、市税の増収や三位一体の改革の影響等により、減少傾向にあり、財政健全化のもとで厳しい行財政改革という困難な課題が突きつけられている今、本市の徴収の自治力が厳しく問われている。

《歳出》

人件費については、減少傾向にあるものの、類似団体と比較すると人口1,000人あたりの職員数は、府内の市で一番多く、最も少ない河内長野市の約2倍となっている。これを部門別に見ると、幼稚園、保育所、清掃で特に多くなっている。

「あれも、これも」と行政がすべてを直営で実施してきた時代が終焉し、「あれか、これか」という選択の時代に入っている。本市においても「新たな公」といったことも念頭に置きながら、一層の適切な定員管理に取り組まなければならない。

また、生活保護費、児童手当、児童扶養手当等の増加に伴い、福祉関係の扶助費が急増しており、今後とも国の制度改革等に十分注視していく必要がある。

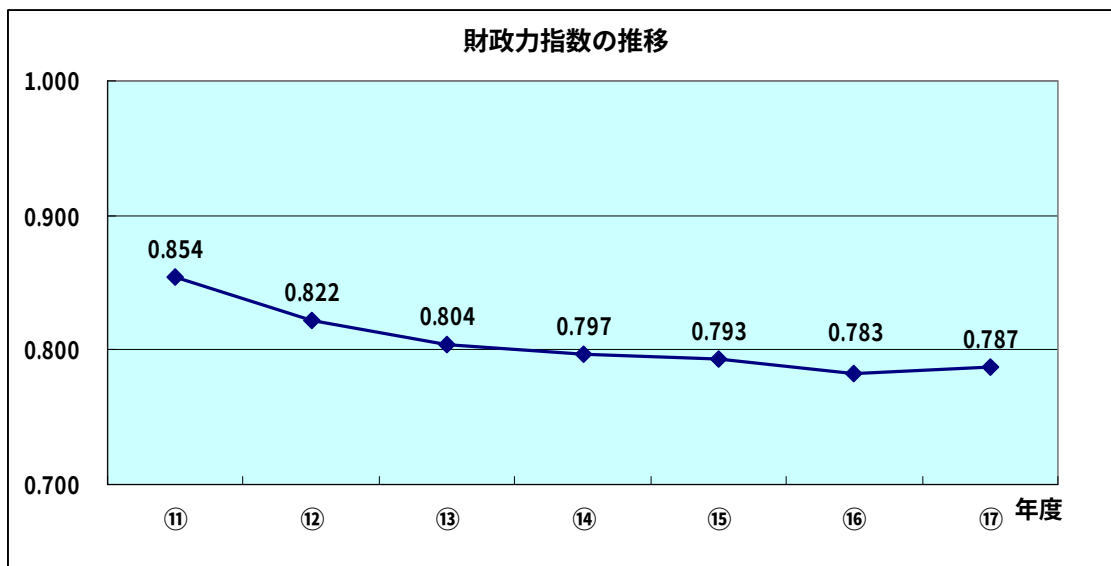
新たな課題、市民ニーズに対応できる「強い財政」の確立が不可欠であり、今後、以下の3つの視点で財政運営に取り組む。

- ・ 選択と集中を徹底した財政運営
- ・ 中長期的な見通しをもった財政運営
- ・ 財政運営能力の向上

《財政状況に関する主な指標》

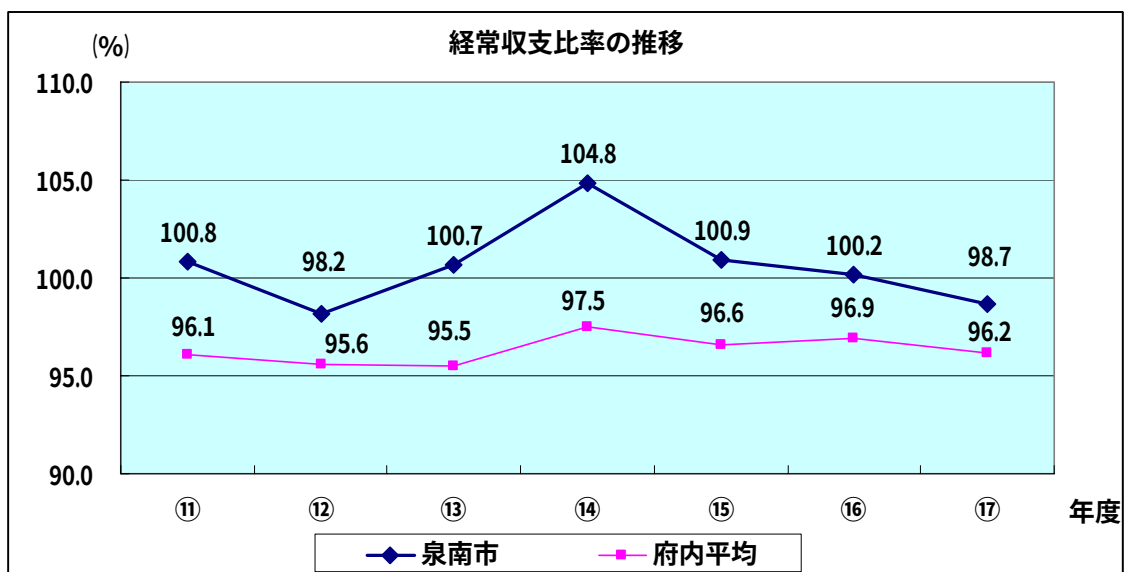
①財政力指数

平成 9 年度をピークに 7 年連続で下落していたが、平成 17 年度決算ではわずかながら上昇している。



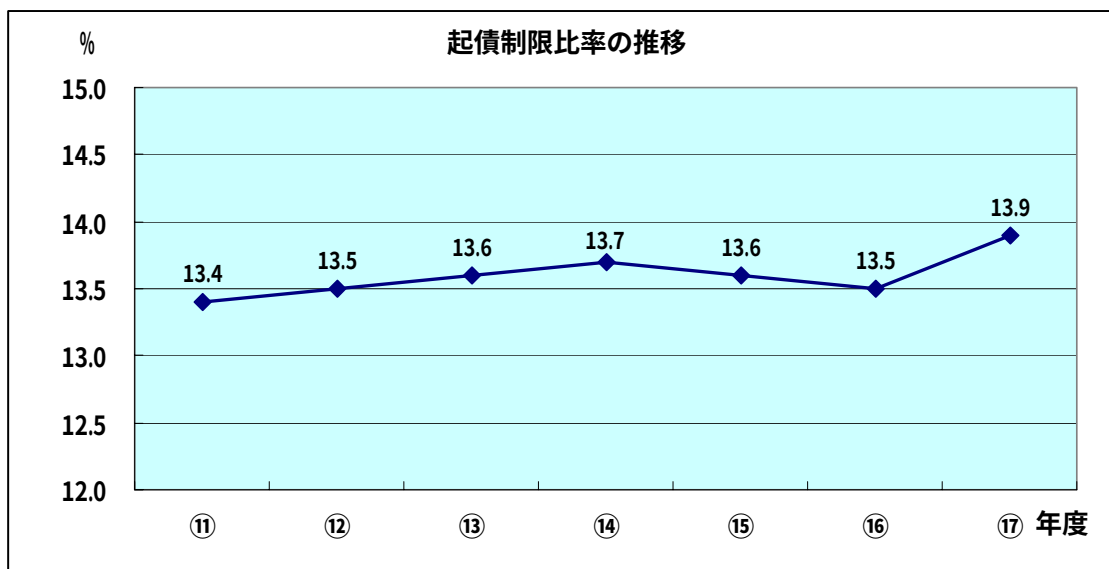
②経常収支比率

平成 17 年度決算では、5 年ぶりに 100%を下回ったが、地方公共団体の適正水準といわれる 75%を大きく上回っており、依然として高い水準にある。



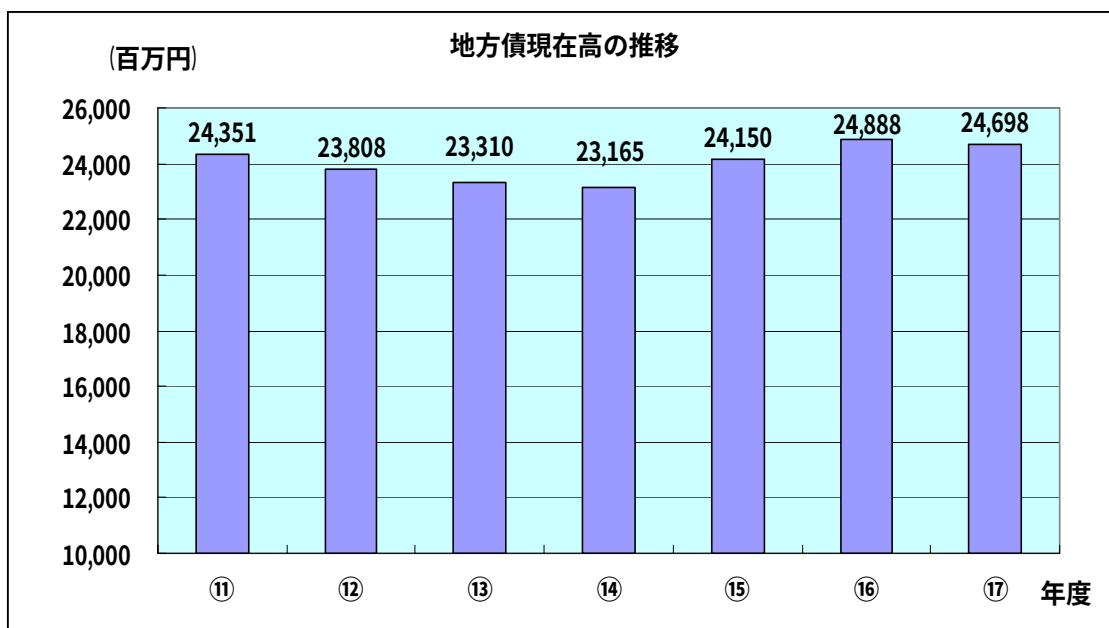
③起債制限比率（3 ヲ年平均）

平成 17 年度起債制限比率は、前年度と比較して 3 年ぶりに悪化している。これは、普通交付税が減少したことや、臨時財政対策債の発行可能額が減少したことによる。



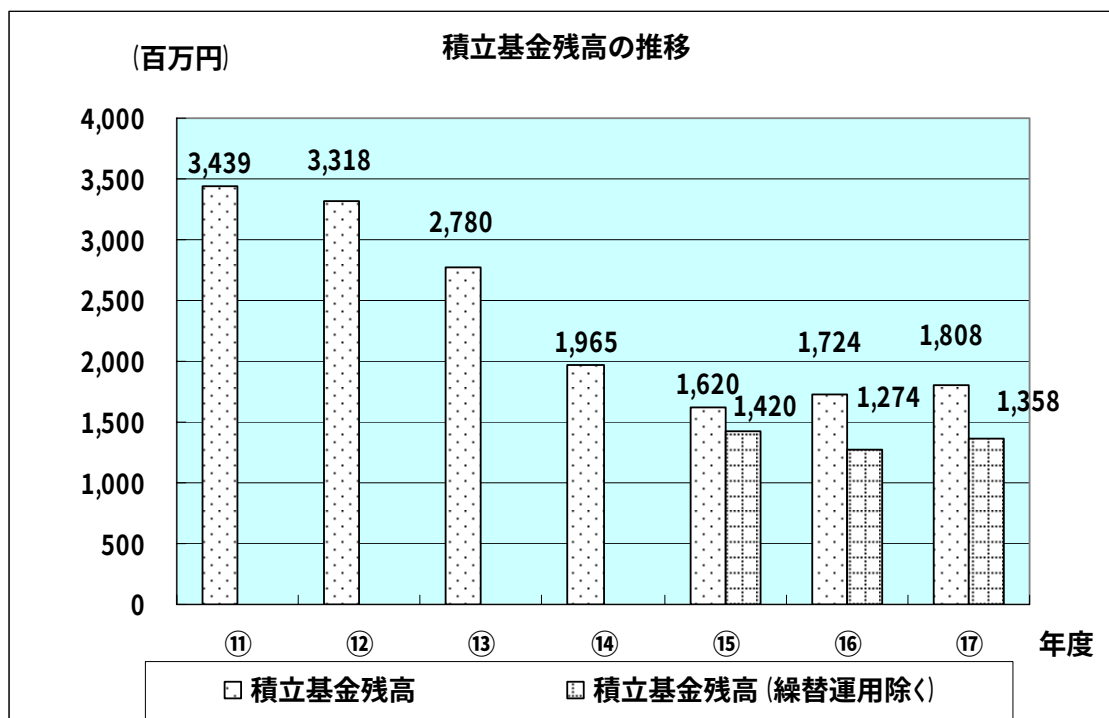
④地方債現在高

前年度と比較して減少しているが、依然として高い水準にあり、市民一人当たりの現在高は 381,000 円で、類似団体と比較して、66,000 円多くなっている。



⑤積立基金残高

平成 17 年度末積立基金残高（特定目的基金）は、前年度と比較して増加しているが、繰替運用を行っている額を除くと、平成 11 年度の 40%以下に減少している。



5. その他会計の経営状況

(1) 収支の状況

水道事業については、赤字決算が続いており、平成17年度では、府内都市唯一の赤字決算であるため、早急に改善策を取りまとめる必要がある。

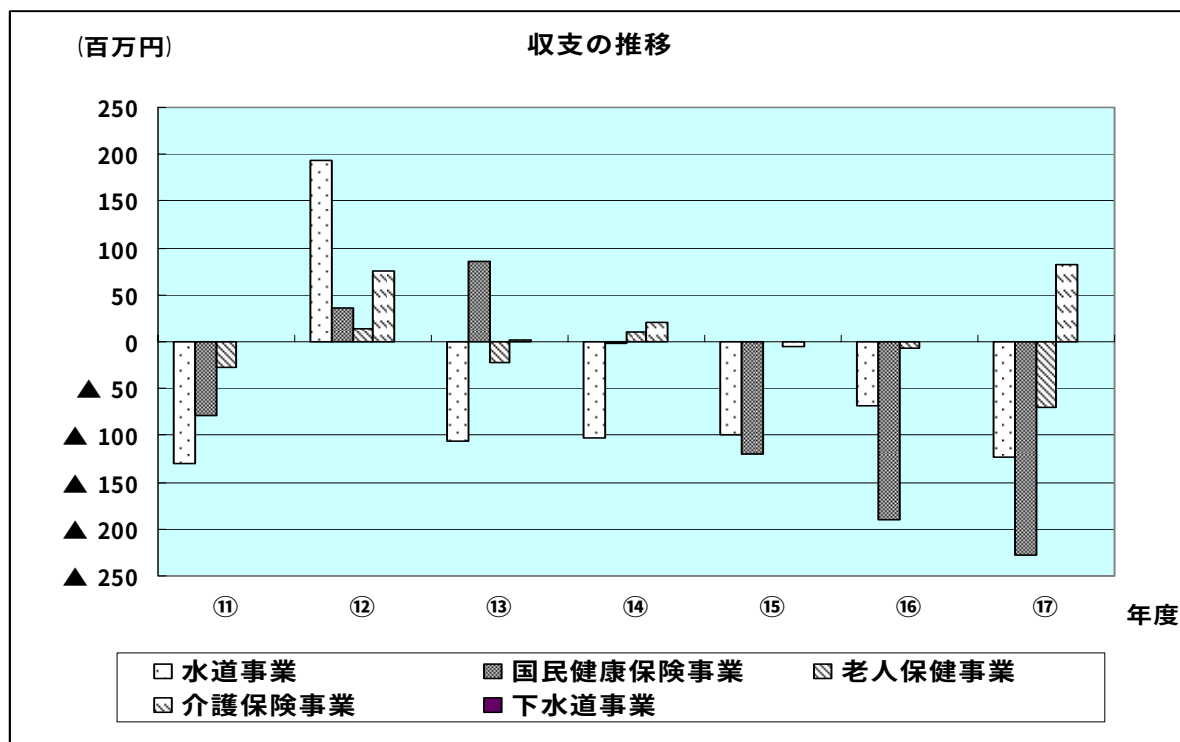
国民健康保険事業については、平成19年度に保険料の改定を実施し、収支改善を図る。

(単位：百万円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
水道事業	▲ 130	▲193	▲ 107	▲ 103	▲ 100	▲ 69	▲ 123
国民健康保険事業	▲ 79	36	85	▲ 2	▲ 120	▲ 190	▲ 227
老人保健事業	▲ 28	14	▲ 22	10	0	▲ 7	▲ 71
介護保険事業		75	1	21	▲ 5	0	83
下水道事業	0	0	0	0	0	0	0

※下水道事業については、赤字補填繰り出しを行っているため、収支は均衡

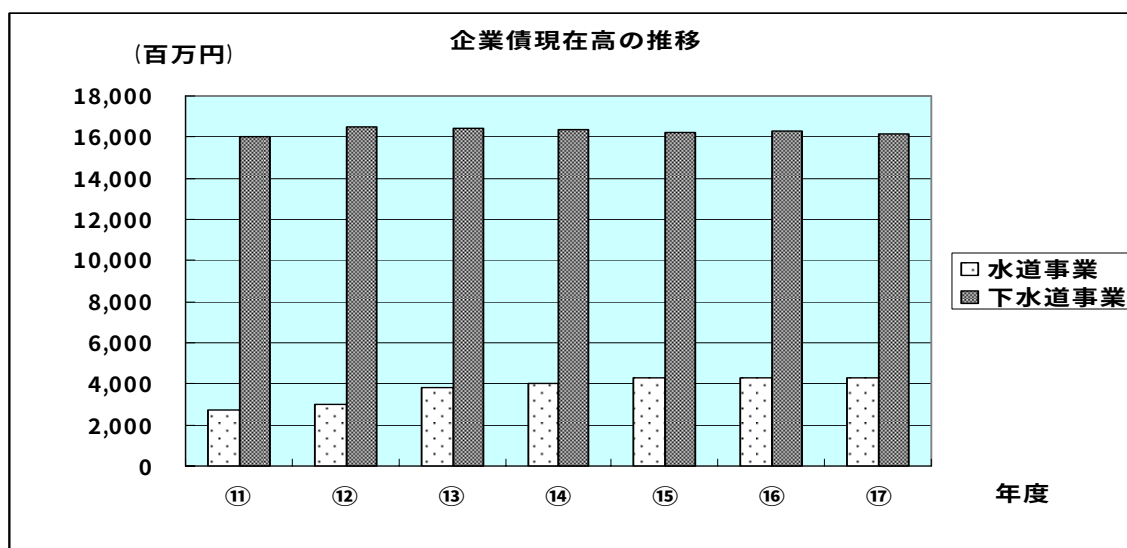
(単位：百万円)



(2) 企業債現在高

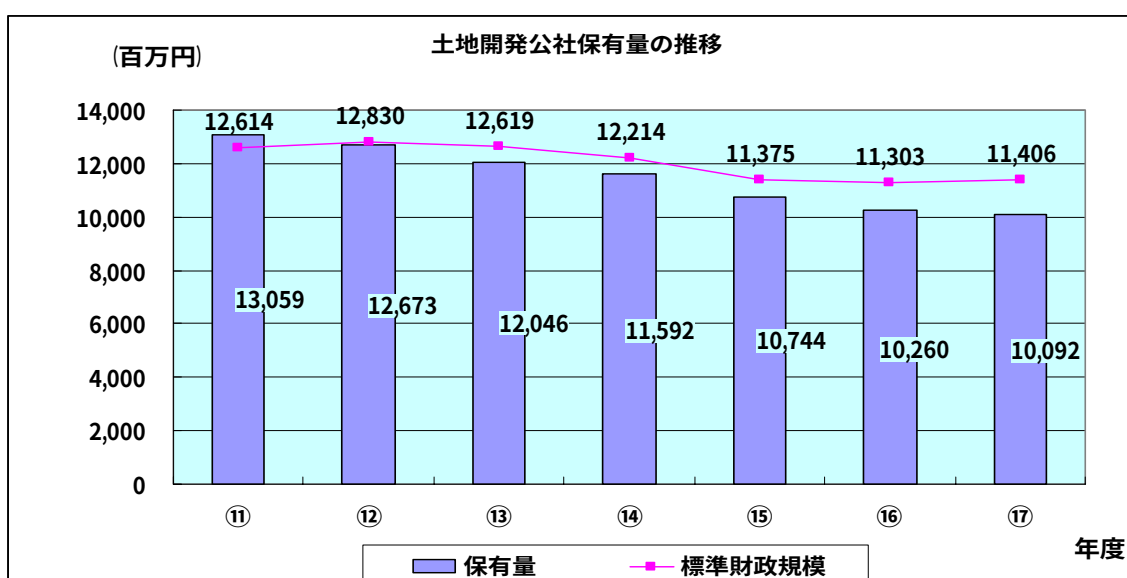
(単位：百万円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
水道事業	2,729	2,966	3,789	4,050	4,295	4,290	4,270
下水道事業	16,048	16,468	16,465	16,378	16,239	16,267	16,135



6. 土地開発公社保有量の状況

保有量は年々減少しているが、依然として標準財政規模に占める保有割合は府内で3番目に高い水準にある。また、5年以上の長期保有の土地保有高割合も平成17年度末で98.2%となっており、早急な改善が必要である。



V. 今後の財政収支見通し

今後、行財政改革を進めていく上で、目安となる数値が必要となることから、現時点で予測可能な条件を踏まえ、以下のとおり平成23年度までの財政収支のシミュレーションを行った。（推計の設定条件は21、22ページ）

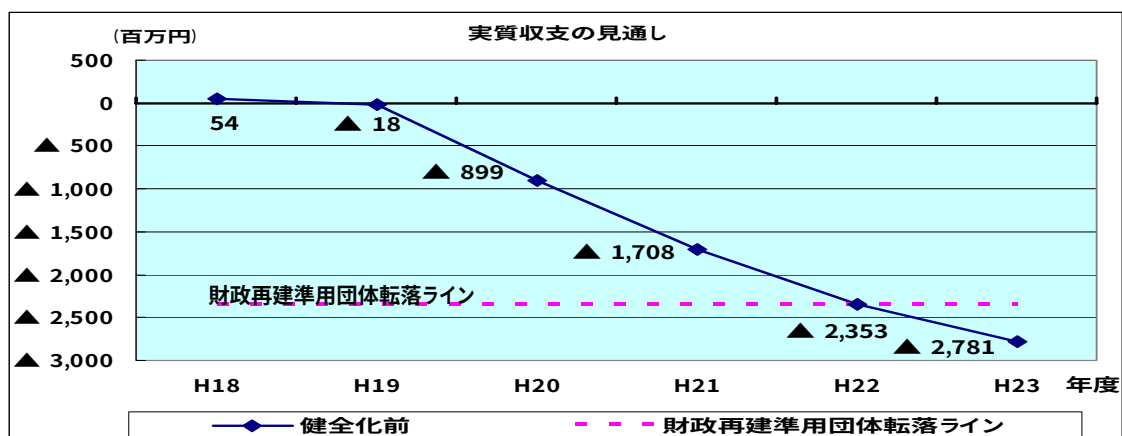
○今後の財政収支見通し（19年3月、財政課試算による）

（単位：百万円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳入	地方税	9,259	9,024	9,654	9,752	9,540	9,554
	地方交付税・臨時財政対策債	2,186	2,106	2,148	2,518	2,597	2,414
	国庫支出金	2,888	2,517	2,941	2,814	3,018	2,653
	府支出金	961	991	1,278	1,010	1,010	1,010
	繰越金	78	136	59	0	0	0
	地方債	1,781	1,216	1,398	1,254	854	508
	その他（譲与税、交付金、諸収入など）	3,151	2,943	2,335	1,844	2,443	2,148
歳入合計……①		20,305	18,933	19,814	19,192	19,462	19,040
※臨時財政対策債については、H19まで地方債欄に計上。							
歳出	人件費	6,113	5,540	5,128	5,427	5,016	4,662
	うち退職金	726	484	265	750	650	650
	物件費	2,197	2,225	2,316	2,323	2,361	2,392
	扶助費	3,459	3,664	3,869	3,813	3,825	3,837
	補助費等	1,039	1,037	1,426	1,108	1,110	1,112
	公債費	2,665	2,459	2,553	2,596	2,550	2,503
	繰出金	2,166	2,267	2,475	2,535	2,602	2,685
	普通建設事業費	2,008	1,290	1,904	1,948	2,434	2,120
	その他（積立金、維持補修費など）	523	392	160	341	1,272	2,081
歳出合計……②		20,169	18,874	19,832	20,092	21,170	21,393
形式収支（①－②）		136	59	▲ 18	▲ 899	▲ 1,708	▲ 2,353
翌年度繰越額		6	5				
単年度収支		78	▲ 76	▲ 72	▲ 881	▲ 809	▲ 645
実質収支額		130	54	▲ 18	▲ 899	▲ 1,708	▲ 2,353
基金残高		1,808	1,976	1,767	1,768	1,347	1,062
繰替運用を除く実質的な基金残高		1,358	1,326	1,117	1,318	862	863

土地開発公社健全化計画の実施に必要な一般財源は基金の取り崩しによって対応するものとした。

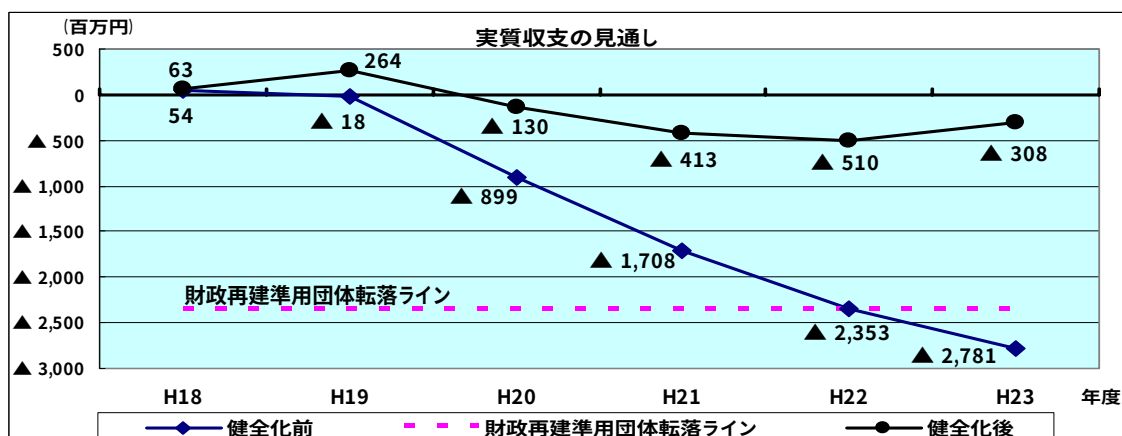
その結果、新たに改革項目を追加して取り組まなければ、平成23年度で財源不足額が約27億8千万円となる厳しい見通しとなっており、従来の財政運営手法を改め、財政構造の質的転換を図る必要がある。



VI. 改革取り組み後の財政収支見通し

1. 改革工程表（24～34 ページ）に基づく効果額による収支見通し

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
単年度収支	78	▲76	▲72	▲881	▲809	▲645	▲427
改革取り組みによる効果額	0	9	273	487	526	548	629
改革取り組み後の単年度収支	78	▲67	201	▲394	▲283	▲97	202
改革取り組み後の実質収支	130	63	264	▲130	▲413	▲510	▲308
基金残高	1,808	1,976	1,767	1,768	1,347	1,062	1,063
繰替運用を除く実質的な基金残高	1,358	1,326	1,117	1,318	1,147	862	863



2. 今後の進め方

改革工程表に掲げる事業の見直し、収入確保の強化といった取り組みだけでは収支不足が完全に解消できない。そのため、毎年度の地方財政対策や市税収入等の状況を十分見極め、本収支見通しをローリングする中で新たな改革項目を検討するなど、引き続き、赤字構造からの脱却に向けてあらゆる努力を傾注する。

とりわけ「新しい地方財政再生制度」が適用された場合に用いられることとなる4つの健全化指標に関しては、可能な範囲で試算を行い、その結果について十分な検討を行いながら、今後政令で示される基準に対処できる対応策を検討する必要がある。新しい制度は、技術的にも時間的にも対応が難しい内容であるが、一歩先を読んだ地道な対応以外に解決の途はなく、それこそが泉南市職員に課せられた責務である。

(1) 予算編成

予算については通年予算による編成を徹底し、補正予算については、国、府支出金の確定及び緊急に措置する必要があるものに限定する（人件費のみ12月補正での対応を認める）。

また、基金残高については、年々減少傾向にあることから、予算編成にあたっては、基金の繰入に頼らないことを基本に歳出全般にわたり徹底的に見直しを行う。

(2) 主要プロジェクトの取り扱い

主要プロジェクトのうち、道の駅的施設、教育施設の耐震化事業、和泉砂川駅地区周辺整備事業については、財政収支との調整を図りながら事業に着手する。

その場合においても、財源の確保や事業費の精査により、できる限り一般財源の抑制に努めるとともに、単年度の財政負担を軽減するため、事業期間の延長や事業の着手時期等について検討する。

また、宮本住宅建替事業については、市議会における附帯決議の趣旨を踏まえ、今後、検討する。

その他の主要プロジェクトについては、当面事業の着手を見合わせる。

VII. 改革の推進

1. 推進期間

本プランは、第3次行財政改革大綱の理念を継承し、その実現に向けた推進項目の洗い出し並びに改革の方向性を示したもので、推進期間は平成21年度までの3年間とする。

2. 推進体制

推進期間内に各実施項目について主管課を中心に取り組み、市長を本部長とする行財政改革本部会議において進行管理を行うとともに、市民等で構成される行財政改革推進委員会に意見を求めたり、市民への情報提供を行うなど、市議会や市民、関係団体の理解と協力が得られるよう市役所内の全ての組織、全ての職員が一丸となって改革に取り組む。

また、ここに取り上げた項目にとどまらず、行財政改革の効果的な推進と実効性を高めるため、社会経済情勢の変化や財政状況の推移等を見定めつつ、適宜改革項目の追加や変更を行う。

3. 改革の担い手

今後、地方分権の推進に伴い、地方自治体が自ら判断する領域が拡大することから、各職員が自ら施策の方向や実施方法等を考え、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で行財政運営に当たるものとする。

また「職員提案箱」を庁内3箇所に設置し、職員の改革に対する意見やアイデア等を募集することで全員参加型の改革を目指す。

4. 市民への広報

行財政改革の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であり、そのためには財政状況、給与、勤務条件、定員の状況や行財政改革の取組みといった行政情報を積極的に公表し、市民、議会の監視のもとに推進していくべきものであることは言うまでもない。そのため、広報「せんなん」の特集号の発行や市のホームページ等を活用したわかりやすい形での広報のあり方についても今後検討する。

財政収支の設定条件（19 年 3 月）

財政収支の推計に当たって、将来の税収、国の地方財政対策や制度改革等を長期にわたって予測することは困難であるため、現時点で予測可能な条件を踏まえ、以下の条件のもと試算した。

＜歳入＞

・ 地方税

市民税については、税制改正の影響を考慮して平成19年度を試算した上で、以降の伸びについては、大阪府及び府内市町村の財政収支見通しにおける伸び率を参考に経済成長率を1%と見込み計上した。

固定資産税については、不動産鑑定士の意見を参考に、土地は、平成21年度まで下落するものと設定し、以降は同額を計上した。家屋については、評価替え等を考慮して計上した。

・ 交付税等

交付税改革等の影響を考慮して、基準財政収入額については、収支見込みと連動させた。基準財政需要額については、国予算の概算要求に合わせて、経常経費が毎年度▲1%、投資経費が▲3%、新型交付税移行分を▲1.5%と見込んだ。特別交付税については、3億円として計上した。

・ 国庫支出金

三位一体の改革に伴う税源移譲分は削減した。扶助費、普通建設事業関連支出金については、事業費に連動させ、その他については、平成15～19年度決算見込額をベースに計上した。

・ 府支出金

扶助費関連支出金については、事業費に連動させ、その他については、平成15～19年度決算見込額をベースに計上した。

・ 地方債

通常普通建設事業債については、平成19年度を3億5千万円と見込み、以降同額を計上した。プロジェクト分については、各年度事業費から算出し計上した。

- ・ その他収入

所得譲与税については、平成 19 年度以降市民税所得割に移行させた。その他の譲与税については、平成 15～19 年度決算見込額をベースに計上した。地方特例交付金の減税補てん分については、平成 21 年度廃止までの経過措置を踏まえ、段階的に縮小、廃止した。

＜＜歳出＞＞

- ・ 人件費

平成 19 年度決算見込額をベースに定員管理計画に基づく職員数に連動させ、地域手当の段階的削減を考慮し計上した。

- ・ 物件費

平成 19 年度決算見込額と同額を計上した。また、人員削減にともなう物件費増額分を考慮して各年度計上した。

- ・ 扶助費

原則として、平成 19 年度決算見込額をもとに、対象人口に連動させて計上した。

- ・ 補助費等

平成 19 年度決算見込額と同額を計上した。また、一部事務組合への負担金は、人口に連動させて計上した。

- ・ 公債費

既発行分のうち、銀行借入れ分については、借換えを行うものとし、新規発行分については、償還期間 20 年（据え置き 3 年）、2.5%借入れとした。

- ・ 繰出金

各特別会計の収支計画に基づき計上した。

- ・ 投資的経費

毎年度の通常的な投資的事業費のベースを 5 億円と見込み、主要事業の各年度事業費を加算して計上した。

VIII. 改 革 工 程 表

1. 市民との協働の推進
2. 歳入の確保
3. 事務事業の再編・整理、廃止・統合、見直し
4. 民間委託の推進、指定管理者制度の活用
5. 定員管理の適正化
6. 給与・勤務条件の適正化
7. 人材育成の推進
8. 組織機構の見直し
9. サービス向上のための取り組み
10. 地方公営企業の経営健全化
11. 土地開発公社の経営健全化

具体的取組項目

(注) 効果額欄の()書きは、既にP18の財政収支見通しに反映済みの分、または特別会計等で収支見通しに直接反映しないもの。

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）				
				18	19	20	21	18	19	20	21	
1. 市民との協働の推進				0 0 0 0								
新	1	政策推進課	市民参加推進指針の策定	市民と協働でまちづくりを推進していくための指針を策定する。		実施	→	—	—	—	—	
	2	秘書課	市長インターンシップの実施	市長の業務に付き添い、市政を身近に感じてもらうことで市政に対する理解を深めてもらう。		実施	→	—	—	—	—	
	3	財政課	貸借対照表等財務諸表の整備	総務省の指針に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書などの財務諸表4表を整備する。		実施	→	—	—	—	—	
	4	財政課	住民参加型ミニ公募債発行の検討	市民の市政参加意識を高めるとともに、より有利な資金調達を可能にするため、市民参加型の公募債の発行を検討する。		検討		—	—	—	—	
	5	施設管理課	アドプト制度の導入	道路、河川などの管理を地域住民との協働で推進していくため、アドプト制度を導入し、市民に身近な公共施設に関心を持ってもらう。なお、公園は自治会等への委託業務を拡大する。		実施	→	—	—	—	—	
2. 歳入の確保				1,725 92,378 188,807 211,678								
新	6	税務課	市税徴収対策の強化	・現状の課題分析を含め抜本的な改善計画を早急に策定する。 ・府税務職員2名を市職員として採用し、組織体制の強化を図る。 徴収率 H17 現年度 95.8% 滞納繰越 17.9% 合計81.9% 目標 21年度に合計で90%、23年度に現年徴収率を97.7%（府内市町村平均）とする。	計画策定 別紙1					0	62,479	68,060

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21
7	総務課	市保有地の売却の促進	旧市営住宅その他不要土地の売却を行う。	実施	→			(0)	42,400	7,900	10,000
8	総務課	出先機関の通勤車両駐車料金の徴収	19年度から駐車料金を徴収する。		実施	→			3,765	5,040	5,040
9	財政課 関係部署	印刷物等への広告の掲載	各種封筒等の印刷物などに広告を掲載する。 （広報紙、市ホームページには広告掲載済）	項目洗出し	実施	→			350	350	350
10	財政課 関係部署	各種納付義務者への電話 勧奨の実施	各種滞納者への電話を通じた勧奨業務を行う。		実施	→			—	—	—
11	財政課 関係部署	特別会計への繰出基準の 設定及び健全化計画の策 定	下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事 業、各特別会計への法定外繰出・標準行政水準 以上の繰出しのルール化を図る。併せて各特会 ごとに健全化計画を早急に策定する。		計画策定 ルール見 直し	実施	→		30,000	30,000	30,000
12	行財政改革推進 室 関係部署	使用料・手数料の全庁的 見直し	4年ごとに使用料・手数料の見直しを行うこと としており、19年10月を目途に見直しを行 う。 （改定の趣旨は別紙に記載）		実施 10月	→			6,396	12,822	12,822
13	国民健康保険 課	国民健康保険税の最高限 度額見直し	医療分にかかる最高限度額の見直しを行う。 （46万円から50万円に）		実施	→			(23000)	(23000)	(23000)
14	子育て支援課	保育所保育料の収納率向 上	収納対策案を早急に策定する。 ・収納率 H17 現年度93.6% 滞納繰越6.6% 目標 現年度99% 滞納繰越10%	計画策 定 別紙2	実施	→		1,725	2,568	2,568	2,568
15	清掃課	ごみ収集の有料化	18年度中に有料化に伴う条例を提案、有料化 に向けた作業を進める。	条例制定		実施	→			174,725	174,725
新規施策分										△ 115,954	△ 100,764

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21
16	環境整備課	放置自転車撤去移送費自己負担金の徴収	自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車の撤去・移送費に係る自己負担金を徴収する。	区域指定	実施	→			78	156	156
17	環境整備課	コミュニティバス減免制度及び路線の見直し	コミュニティバスの高齢者・障害者の減免制度を受益と負担の原則に基づき見直しを行う。併せてバス路線の見直しを行う。（3台に増）	2月実施	→				4,100	6,000	6,000
18	施設管理課	市営住宅使用料の収納率向上	収納対策案を早急に策定する。 ・ 収納率 H17 現年度88.7% 滞納繰越25.1% 目標 現年度92% 滞納繰越30%	計画策定 別紙3	実施	→			2,534	2,534	2,534
新 19	施設管理課	市営住宅駐車場使用料の徴収強化	収納対策案を早急に策定する。 ・ 収納率 H17 現年度92.5% 滞納繰越39.8% 目標 現年度95% 滞納繰越45%	計画策定 別紙4	実施	→			187	187	187
20	教育総務課	市立幼稚園保育料減免制度の廃止	市単独の保育料減免制度の廃止を行う。	実施	→			(3937)	(3937)	(3937)	(3937)

3. 事務事業の再編・整理、廃止・統合、見直し

0 69,742 125,612 125,612

新	21	総務課	庁内食堂の見直し	19年度から光熱水費の負担を求める。併せて施設の必要性を含めたあり方について早急に検討する。		実施	→		180	360	360
	22	総務課	庁舎清掃業務の見直し	床ワックス、窓清掃などの仕様の見直しを行う。		実施	→		300	300	300
	23	情報管理課	CATVの活用	ケーブルTVの活用方法の見直しと併せ整備の拡大を図る。(18年度に「わくわくりんくう」放送本数の見直し、及び山間部への拡大)		実施	→	(2523)	(2523)	(2523)	(2523)

	No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
					18	19	20	21	18	19	20	21
新	24	情報管理課	情報公開コーナーの見直し	職員またはアルバイトが常駐しており、より効率的な運営に見直しを行う。		実施	→			766	766	766
	25	税務課	市税前納報奨金の廃止	本制度の役割は達成されたと思われるため徴収率向上策の実施と併せ本制度は廃止する。			実施	→			25,000	25,000
新	26	財政課 関係部署	施設土地借上料の見直し	各施設の土地借上料の統一的な見直しを行う。	見直し 方針提示	実施	→		(800)	2,100	8,000	8,000
新	27	財政課 行財政改革推進室	清掃事務組合負担金の削減	清掃事務組合の健全化計画策定に基づき負担金の削減を図る。	計画策定	実施	→					
	28	行財政改革推進室	行政評価システムの構築	平成16年度、17年度に事務事業評価を実施した。19年度からは施策体系の整理を行うとともに事務事業の優先順位付けを行い、次年度予算に反映する。（H17物件費、補助費等の一般財源の0.5%を削減目標とする）		実施	→				11,500	11,500
	29	行財政改革推進室	各種審議会の見直し	8月に実態調査を実施、今年度中に見直しに伴う方針を策定する。		実施	→		—	—	—	—
新	30	行財政改革推進室	市場化テストの活用	公共サービス改革法の施行を踏まえ、官民競争入札について検討を行う。		検討	→		—	—	—	—
新	31	契約検査課	契約事務の改善	・随意契約ガイドラインの作成 ・変更契約に関する基準の作成 ・施設管理業務に関する仕様の標準化 ・長期継続契約の環境整備		実施 実施 実施 実施	→ → → →			13,000 290	26,000 580	26,000 580
	32	高齢障害介護課	敬老祝品支給の見直し	70、77、88、99才のうち70才を廃止する。	70才廃止			→	(322)	(322)	(322)	(322)
	33	高齢障害介護課	特定疾患者給付金等の見直し	特定疾患者、結核患者長期入院患者歳末見舞金 の見直しを行う。	廃止				(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
新	34	高齢障害介護課	高齢者慰問事業の見直し	90才及び101才以上の高齢者に実施している慰問事業を廃止する。	実施			→	(200)	(200)	(200)	(200)

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21
35	環境整備課	市設駐輪場の見直し	市設駐輪場の管理経費の見直しを行う。また、土地開発公社保有地の活用や利用率の低い施設の整理等についても検討する。（H19から監視業務を縮小）		実施	→			2,046	2,046	2,046
新 36	教育総務課	幼稚園の統廃合及び職員の適正配置	効果的・効率的な就学前教育を行うため、幼稚園統廃合や職員の適正配置を行う。	検討	統廃合決定	施設整備	実施		計画の策定に合わせて精査		
37	教育総務課	泉南市教育改革プランの策定	教育問題審議会の答申を受け教育改革プラン策定に向けて教育改革推進本部において検討を進める。		プラン策定実施	→		—	—	—	—
38	学務課	要保護及び準要保護児童生徒援助費の見直し	所得認定基準及び給付基準の見直しを行う。（17年度から3カ年で給付基準の見直しを行い、7割支給とする）	実施	→			0 (9144)	6,060 (15204)	6,060 (15204)	6,060 (15204)
新 39	消防本部総務課	消防組織の広域化	消防組織法の改正を踏まえ、消防組織の一部事務組合等広域化を進める。	広域消防運営計画策定（24年度までに）							
新 40	財政課	予算の一律削減	平成19年度予算編成において義務的経費、事業費を除く経常一般財源総額を約3%削減する。		実施	→			45,000	45,000	45,000

4. 民間委託の推進、指定管理者制度の活用

0 7,558 16,558 22,758

41	清掃課	ごみ収集業務の民間委託	今後さらに委託化を進め類似団体並みの適正な職員数とする。		検討			—	—	—	—
42	教育総務課	学校園用務員の委託化	職員の退職に伴い委託化を進める。（16年度4校、18年度6校を委託済）	実施	→			0 (12800)	0 (12800)	0 (12800)	6,200 (12800)
	子育て支援課	指定管理者制度の導入	保育所（19年度信達保育所、20年度樽井保育所）		実施4月	→			7,558	16,558	16,558
	福祉施設課	指定管理者制度の導入	総合福祉センター		実施（年度内）	→					
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	市民体育館		実施（年度内）	→					
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	テニスコート		実施（年度内）	→					
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	市民球場		実施（年度内）	→					

計画の策定に合わせて精査

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21
新 43	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	市営プール		実施 （年度内）		→				
	生涯学習課	指定管理者制度の導入	公民館（4館）		実施 （年度内）		→				
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	図書館			実施 （年度内）	→				
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	文化ホール			実施 （年度内）	→				
	同和政策課	指定管理者制度の導入	共同浴場	20年度までに方向 付けを決定				—	—	—	—
	生涯学習課	指定管理者制度の導入	青少年の森	20年度までに方向 付けを決定				—	—	—	—
	福祉施設課	指定管理者制度の導入	老人集会場	20年度までに方向 付けを決定				—	—	—	—
	農林水産課	指定管理者制度の導入	農業公園	20年度までに方向 付けを決定				—	—	—	—

5. 定員管理の適正化

0 0 10,500 10,500

新 44	人事課	適正な定員管理	改定前の計画は平成22年度当初の職員数を平成17年度より△92人の555人としたが、今回の改訂では勸奨の実績を踏まえ、フルタイムの任期付職員を合わせた555人を目標とする。								

改定前			改定後	
	総職員数	前年度退職者数	総職員数	前年度退職者数
17年度	647		647	
18年度	617	30	615	32
19年度	608	14	606（6）	21
20年度	603	10	601（6）	10
21年度	577	31	576（6）	30
22年度	555	27	555（6）	26

※教育長含まず
現計画では、19年度以降 毎年5名採用を見込んでおり、計画的な職員数の削減を行う。
（ ）内は総職員数のうちフルタイムの任期付職員数

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21
45	人事課	職種間異動の推進	効率的な人員配置を行うため毎年度、技術職員から一般職員などへの職種変更や他部への配置転換を進める。		実施	→		—	—	—	—
46	教育指導部	指導主事の削減	指導主事の適正配置に伴い、指導主事の減員を行う。（18年度11名在籍）			実施	→		0	10,500	10,500

6. 給与・勤務条件適正化

0 48,000 48,000 52,000

新	47	人事課	住居手当の見直し	国に準じて、一律支給分（4,000円）を廃止する。		実施	→		29,000	29,000	29,000
	48	人事課	特別職給与の削減	15年度から18年度まで実施している15%削減を19年度以降も継続する。（H23までの措置）		実施	→		6,500	6,500	6,500
新	49	人事課	管理職手当の削減	15年度から18年度まで実施している20%削減を19年度以降も継続する。（H23までの措置）		実施	→		12,500	12,500	12,500
	50	人事課	昇給停止年齢の引き下げ	給与構造改革により55才以上の昇給1/2抑制に変更されたため、19年1月昇給時に国と同様の措置を行う。	実施	→		—	—	—	—
	51	人事課	職員被服貸与規程の見直し	事務服について規程を削除する。		実施	→	—	—	—	—
新	52	人事課	作業服貸与方法の見直し	作業服の貸与状況を把握し、管理を一元化する。		実施	→	—	—	—	—
新	53	人事課	振替休日の活用	職員の健康維持、超過勤務手当削減のため振替休日の活用を図る。		実施	→		—	—	—
	54	人事課	ノー残業デーの見直し	第1・3金曜日から毎週水曜日に見直す。	実施	→		—	—	—	—
新	55	人事課	ノー残業デー時の庁内放送の実施	ノー残業デーの退庁時間前に庁内放送で職員に呼びかけを行う。	実施	→		—	—	—	—

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21
新 56	人事課	特殊勤務手当の見直し	制度の趣旨に合わない手当については、廃止を行う。				実施				4,000
新 57	人事課	アルバイト賃金の見直し	アルバイト賃金を抑制するため、総額管理や勤務体制の見直しなどを行う。		実施		→		—	—	—

7. 人材育成の推進

								0	0	0	0
58	秘書課	職員提案制度（事務改善提案制度）の見直し	職員の多様な提案ができるよう制度の見直しを行う。		実施	→		—	—	—	—
新 59	秘書課	市長と職員の定期的懇談の実施	政策課題別にテーマを設定し実施する。		実施	→		—	—	—	—
60	人事課	人事評価システムの導入	職員の勤務姿勢などを評価することで人材育成を図るため人事評価システムを導入する。 19年度に管理職員 20年度に一般職員 21年度に本格導入		試行	試行	実施	—	—	—	—
61	人事課	自己申告制度の導入	人事異動に際して職員が自主的に申告し、組織をより活性化させるための制度を導入する。	実施	→			—	—	—	—
62	人事課	希望職員降任制度の導入	自己申告制度と併せて実施する。	実施	→			—	—	—	—

8. 組織機構の見直し

								0	0	0	0
63	政策推進課	組織機構の見直し	18年4月に部課等の統合を含めた機構を見直した。今後も継続的な見直しを実施。	実施	→			—	—	—	—

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21

9. サービス向上のための取り組み

0 △ 1,533 0 0

新	64	税務課	市税等コンビニ収納システムの導入	納税者の利便性及び収納率の向上を図るためコンビニ収納を実施する。		実施 1月	→		(6960)	(6960)	(6960)
新	65	生活福祉課	乳幼児医療の充実	乳幼児医療助成制度の対象年齢を1才引き上げ0才児から4才児未満までを対象とする。		実施	→		(14600)	(14600)	(14600)
新	66	保健推進課	前立腺がん検診事業	新たに前立腺がん検診を実施し各種検診の充実を図る。		実施	→		(1000)	(1000)	(1000)
新	67	総務課	ダイヤルインの導入の検討	平成19年度中に導入のメリット、デメリットを含めて一定の結論を出す。		検討					
新	68	総務課	本庁受付案内業務の見直し	ダイヤルインの導入と合わせ、業務内容の見直しを行う。		検討					
	69	行財政改革推進室 関係部署	公共施設予約システムの導入	公共施設の利用予約をインターネットなどで行うことができるシステムの導入を行う。		実施 10月	→		-	-	-
新	70	行財政改革推進室 関係部署	ワンストップサービスの実施	住民票、印鑑証明書、納税証明書などの各種証明、転入・転出に伴う国民健康保険、就学手続き、児童手当、印鑑登録等の各種届出などを1箇所ですまされる総合窓口の設置を検討する。			実施				-
新	71	市民課 関係部署	特定曜日の時間延長、土曜日の開庁窓口業務の人員配置の見直し	時間内に来庁できない市民のため、特定曜日の時間延長や土曜日の開庁を実施する。（納税課、国民健康保険課で月1回の夜間窓口を開設している。）併せて窓口業務の人員配置について見直しを行う。		検討					
新	72	議会事務局	市議会ホームページの充実	市議会議事録をホームページに掲載する。		実施	→		△ 1,533	-	-

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施時期（年度）				効果額（千円）			
				18	19	20	21	18	19	20	21

10. 地方公営企業の経営健全化

7,000 56,445 97,480 103,081

新	73	下水道整備課	下水道使用料の収納率向上	収納対策案を早急に策定する。 ・ 収納率 H17 現年度94.7% 滞納繰越26.8% 目標 現年度97%	計画策定 (2月) 別紙5	実施	→	3,000	7,282	8,406	8,490	
	74	下水道整備課	下水道受益者負担金の収納率向上	収納対策案を早急に策定する。 ・ 収納率 H17 現年度96.9% 滞納繰越2.8% 目標 現年度99%	計画策定 (2月) 別紙6	実施	→	4,000	2,351	1,851	1,351	
	75	下水道整備課	下水道使用料の改定	適正な受益者負担及び資本費回収のため使用料の見直しを19年度に行う。(19年3月議案上程)		実施 10月	→		45,700	86,111	92,128	
	76	下水道整備課	下水道受益者負担金前納報奨金の見直し	前納報奨金の交付率20%の見直しを行う。 (当面は10%とする)(19年3月規則改正)		実施 7月	→		1,112	1,112	1,112	
	77	上下水道部	浄水場宿日直業務の委託化等	19年度に六尾浄水場の宿日直を廃止し、業務の委託化を行う。	中長期経営計画策定	実施 12月	→		(1100)	(4700)	(4700)	
	78	上下水道部	水道料金の改定	19年度に水道料金の改定を行う。(6月議案上程)		実施 10月	→			(275000)	(275000)	
	79	上下水道部	水道料金の収納率向上	収納対策案を早急に策定する。 ・ 収納率 H17 96.1% 目標 98.6%	実施		→		(6900)	(15180)	(24840)	
新	80	上下水道部	水道料金滞納整理業務の委託化	電話による督促業務を実施し、その効果を踏まえて委託化を検討する。		実施 委託化 検討	委託実施	→	(1760)	(2111)	(2216)	(2173)

11. 土地開発公社の経営健全化

0 0 0 0

新	81	土地開発公社	土地開発公社健全化計画の策定	改善計画を早急に策定し、経営の健全化を図る。	計画策定	実施	→				(▲422000)
---	----	--------	----------------	------------------------	------	----	---	--	--	--	-----------

※実施時期欄が「実施」となっているものは、原則として年度当初からの実施とする。

H18 H19 H20 H21
8,725 272,590 486,957 525,629

H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
9	273	487	526	548	629	2,471

(百万円)

使用料・手数料等の見直しについて

使用料は、地方自治法第 225 条を根拠とする「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から反対給付として料金を徴収するもので、手数料は、同法第 227 条を根拠とする「特定の者のためにする」事務に要する費用に充てるために徴収する料金である。

使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する者と利用しない者の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが必要であり、受益者負担が必要な行政サービスを対象に適切な負担を求めるため、平成 15 年 10 月から全庁的な料金改定を実施し、以降 4 年ごとに見直しを実施することとした。

今回の見直しは、平成 19 年 10 月から実施することとしており、利用者により適切な負担を求めることで、貴重な財源の確保と市民負担の公平を図っていくものである。また、今回検討項目に挙がっていない使用料・手数料についても、上記の趣旨を踏まえ、4 年毎に見直しを行い、必要に応じて改定を行う。

※ 国においては 3 年ごとに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の見直しを行っている。

1. 受益者負担のあり方

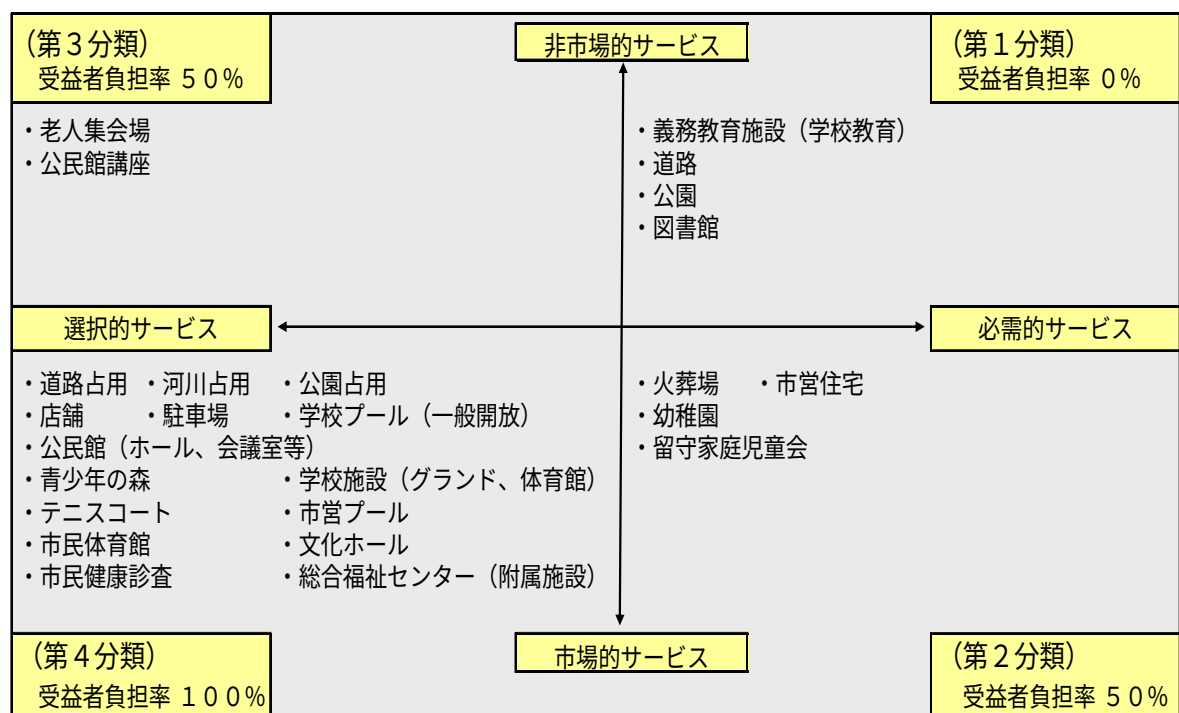
市が行う行政サービスを性質別に分類し、施設の維持管理やサービスの提供にかかる原価（コスト）を明確にした上で、受益者負担のあり方、つまり利用者に負担を求める割合と市税等全体として市民に広く負担をお願いする割合を設定し、料金を改定することとした。それぞれの考え方は以下のとおり。

① 使用料

市が提供する公共サービスは、道路、公園等の市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくいサービスから、プールやテニスコートのように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。このため、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担（市が負担）」と「受益者負担（利用者が負担）」の割合を以下のとおり設定する（考え方は前回改定時と同じ）

- ◆必需的サービス……市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス
- ◆選択的サービス……より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス
- ◆非市場的サービス…市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供しているサービス
- ◆市場的サービス……市場原理により民間でも提供可能なサービス

○行政サービスの性質別分類



② 手数料

手数料については、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とする。

なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に定められているものは、これらに基づいて設定している。

2. 原価（コスト）算定及び料金改定額の設定

① 使用料

◇ 原価（コスト）の算定

料金設定にあたっては、施設の利用等に要する原価（コスト）を算定する必要があることから原価を以下のとおりとする。

- ・ 経常的維持管理経費（電気代などの光熱水費、施設の点検費や維持補修費など）
- ・ 施設の管理に係る人件費

※ 施設の建設費、用地取得費、備品購入費などに伴い発生するコスト（減価償却費、土地代など）については、市民に利用の機会を広く提供するための費用として公費で賄うこととし、原価算定の対象から除外する。

◇ 改定額の設定

算出した原価を年間の使用時間等（稼働率 50%に設定）で除し、さらに行政サービスの性質的分類による受益者負担率を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの額及び使用料額の算定を行う。この算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行う。なお、端数処理は、それぞれ 100 円未満を切り捨てて行う。

◇ 減免規定の見直し

現在、使用料について一定の事由に該当する場合は減免措置を講じているが、施設によっては減免割合がかなり高いこと、また今後、公の施設について指定管理者制度やそれに伴う利用料金制度の導入が予定されていることなどから、現在の基準が適正か否かを再検討する。

② 手数料

◇ 原価（コスト）の算定

料金設定にあたっては、手数料の対象となるサービス提供に要する原価（コスト）を算定する必要があることから対象となる 1 件あたりの原価を以下のとおりとする。

- ・ 事務処理に要する人件費
- ・ 申請用紙等の作成に係る経費
- ・ 証明書等用紙作成及び記載に係る経費
- ・ その他経常的経費

◇ 改定額の設定

算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行う。なお、端数処理は、それぞれ100円未満を切り捨てて行う。

3. 政策的に料金改定を据え置くもの

使用料においては、青少年や子どもが利用の中心となる施設、あるいは高齢者・障害者の利用が大半である施設については、青少年教育や福祉の推進の観点から、今後、行財政改革を一層進めコストダウンを図ることで、現行料金を据え置く。

- ・ 学校プール、市営プール
- ・ 青少年の森
- ・ 総合福祉センター浴室
- ・ 共同浴場
- ・ 市民体育館個人使用料

手数料においては、市民生活に密着しており、特に利用者数が多い手数料については、他市との均衡についても考慮し、現行料金を据え置く。併せて、今後、行財政改革を一層進めることで事務処理に係るコストダウンを図る。

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 外国人登録原票の写し

4. 上限改定率（激変緩和措置の導入）

上記の考え方の基づき料金改定を行うが、市民の急激な負担増を避けるため、改定率の上限を以下のとおり設定する。

現行料金	上限改定率
100 円以下	100%
100 円を超え 500 円以下	50%
500 円を超え 2,000 円以下	40%
2,000 円を超え 10,000 円以下	30%
10,000 円を超える	20%

料金改定一覧

使用料関係

使用料名		現行料金(標準料金)	改定料金(標準料金)
1	市営火葬場使用料	12,000 円/体	14,400 円/体
2	公園使用料	3,800 円/日	据え置き
3	道路占用料	関電柱1820、NTT柱680円	検討中
4	市営住宅共益費	4,000 円/月	据え置き
5	市営住宅入居者用駐車場使用料	3,500 円/月	据え置き
6	市営前畑店舗使用料	13,500 円・平均/月	据え置き
7	市立共同浴場入浴料	250 円/人	据え置き
8	駐車場使用料	3,500 円/月	据え置き
9	学校プール使用料(大人)	200 円/人	据え置き
10	公民館使用料(樽井)(多目的ホール)	3,900 円・午後	5,000 円・午後
	公民館使用料(樽井)(会議室兼控室)	700 円・午後	900 円・午後
	公民館使用料(樽井)(大会議室)	2,100 円・午後	2,700 円・午後
	公民館使用料(樽井)(和室A)	400 円・午後	600 円・午後
	公民館使用料(樽井)(和室B)	400 円・午後	600 円・午後
	公民館使用料(樽井)(料理室)	2,800 円・午後	3,600 円・午後
	公民館使用料(樽井)(中会議室)	1,100 円・午後	1,500 円・午後
	公民館使用料(樽井)(小会議室A)	700 円・午後	900 円・午後
	公民館使用料(樽井)(小会議室B)	700 円・午後	900 円・午後
	公民館使用料(樽井)(実習室)	700 円・午後	900 円・午後
	公民館使用料(信達)(多目的ホール)	1,700 円・午後	2,300 円・午後
	公民館使用料(信達)(和室A)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(信達)(講座室1)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(信達)(講座室2)	400 円・午後	600 円・午後
	公民館使用料(信達)(講座室3)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(信達)(講座室4)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(新家)(多目的ホール)	1,000 円・午後	1,400 円・午後
	公民館使用料(新家)(小会議室)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(新家)(和室A)	500 円・午後	700 円・午後
	公民館使用料(新家)(和室B)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(西信達)(多目的ホール)	1,000 円・午後	1,400 円・午後
	公民館使用料(西信達)(料理室)	600 円・午後	800 円・午後
	公民館使用料(西信達)(和室A)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(西信達)(和室B)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(西信達)(小会議室A)	300 円・午後	400 円・午後
	公民館使用料(西信達)(小会議室B)	300 円・午後	400 円・午後
11	青少年の森使用料(一般日帰り)	100 円/人	据え置き
12	双子川テニスコート使用料	1,200 円・2時間	据え置き
13	南浜2号緑地テニスコート使用料	1,200 円・2時間	据え置き
14	市営プール使用料(大人)	200 円/人	据え置き

使用料名		現行料金(標準料金)	改定料金(標準料金)
15	市民体育館使用料(第1競技場)全面	4,500 円・2時間	5,800 円・2時間
	市民体育館使用料(第2競技場)	1,900 円・2時間	2,600 円・2時間
	市民体育館使用料(会議室Ⅰ)	300 円・2時間	400 円・2時間
	市民体育館使用料(会議室Ⅱ)	300 円・2時間	400 円・2時間
	市民体育館使用料(和室会議室)	300 円・2時間	400 円・2時間
	市民体育館使用料(トレーニング)	1,900 円・2時間	据え置き
	市民体育館使用料(多目的室)	1,000 円・2時間	1,400 円・2時間
16	市民球場使用料	6,500 円・2時間	8,400 円・2時間
17	文化ホール使用料(ホール)	19,200 円・午後	23,000 円・午後
	文化ホール使用料(リハーサル室1)	1,600 円・午後	2,200 円・午後
	文化ホール使用料(リハーサル室2)	800 円・午後	1,100 円・午後
	文化ホール使用料(楽屋)	800 円・午後	1,100 円・午後
	文化ホール使用料(展示室)	3,200 円・午後	4,100 円・午後
18	総合福祉センター附属施設使用料(大会議室)	7,800 円・午後	10,100 円・午後
	総合福祉センター附属施設使用料(会議室1)	2,800 円・午後	据え置き
	総合福祉センター附属施設使用料(会議室2)	2,800 円・午後	3,600 円・午後
	総合福祉センター附属施設使用料(研修室1)	3,600 円・午後	4,600 円・午後
	総合福祉センター附属施設使用料(研修室2)	2,800 円・午後	3,600 円・午後
	総合福祉センター附属施設使用料(技能修得室)	2,800 円・午後	3,600 円・午後
	総合福祉センター附属施設使用料(和室)	3,600 円・午後	4,600 円・午後
	総合福祉センター浴室使用料	360円(12才以上) 高齢者100円	据え置き

その他(実費負担的なもの)

事項名		現行料金(標準料金)	改定料金
19	留守家庭児童会	4,000 円/月	5,200 円/月
20	放課後児童会	4,000 円/月	5,200 円/月

手数料関係

○泉南市手数料条例関係

手数料を徴収する事項		現行料金	改定料金
1	租税公課に関する証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
2	土地建物その他物件に関する証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
3	営業に関する証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
4	自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円	据え置き
5	住宅用家屋証明の申請に対する審査	1件につき 1, 300円	据え置き
6	不在又は不登録に関する証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
7	印鑑登録証の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
8	印鑑登録証の再交付	1件につき 300円	1件につき 400円
9	印鑑登録証明書の交付	1件につき 300円	据え置き
10	認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
11	戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 450円	据え置き
12	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 750円	据え置き
13	戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき 350円	据え置き
14	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき 450円	据え置き
15	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付	1通につき 350円	据え置き
16	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知届出の受理の証明書の交付	1通につき 1, 400円	据え置き
17	戸籍の届書その他受理した書類の閲覧	1件につき 350円	据え置き
18	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300円	1件につき 400円
19	住民票の写しの交付	1件につき 300円	据え置き
20	戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円	1件につき 400円
21	住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明	1件につき 300円	1件につき 400円
22	私的年金の支給に係る証明	1件につき 200円	1件につき 300円
23	埋葬又は火葬に関する証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
24	外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付	1件につき 300円	据え置き
25	優良宅地造成の認定の申請に対する審査	1件につき 86, 000円	据え置き
26	優良住宅新築の認定の申請に対する審査(100㎡以下)	1件につき 6, 200円	据え置き
27	優良住宅新築の認定の申請に対する審査(100㎡超500㎡以下)	1件につき 8, 600円	据え置き
28	優良住宅新築の認定の申請に対する審査(500㎡超2, 000㎡以下)	1件につき 13, 000円	据え置き
29	優良住宅新築の認定の申請に対する審査(2, 000㎡超10, 000㎡以下)	1件につき 35, 000円	据え置き
30	優良住宅新築の認定の申請に対する審査(10, 000㎡超)	1件につき 43, 000円	据え置き
31	犬の登録	1頭につき 3, 000円	据え置き
32	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	据え置き
33	犬の鑑札の再交付	1件につき 1, 600円	据え置き
34	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円	据え置き
35	一般廃棄物処理業許可証の交付	1件につき 5, 000円	1件につき 6, 500円
36	一般廃棄物処理業許可証の再交付	1件につき 1, 000円	1件につき 1, 400円
37	し尿浄化槽清掃業許可証の交付	1件につき 5, 000円	1件につき 6, 500円
38	し尿浄化槽清掃業許可証の再交付	1件につき 1, 000円	1件につき 1, 400円
39	道路敷、水路敷その他市有地と民有地との境界明示及び都市計画施設の境界明示	1件につき 1, 400円	1件につき 1, 900円
40	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき 300円	1件につき 400円
41	火災又は事故に係る証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
42	傷病者の搬送証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円

手数料を徴収する事項		現行料金	改定料金
43	住民基本台帳カードの交付	1件につき 500円	1件につき 700円
44	住民基本台帳カードの再交付	1件につき 500円	1件につき 700円
45	その他の証明又は証明書の交付	1件につき 300円	1件につき 400円
46	鳥獣の飼育登録、更新、登録票の再交付	新規	1件につき3,400円

○泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例関係

手数料を徴収する事項		現行料金	改定料金
1	一般廃棄物の処理に関する手数料(犬、ねこ又はこれに準ずるもの)	1匹につき1,600円	据え置き
2	一般廃棄物の処理に関する手数料(し尿汲取り手数料)	1人につき1箇月330円	1人につき1箇月350円

(参考)

「職場活性化・業務改善案提言チーム報告書」の取り組み

係長級を中心とした職員10名により職場活性化・業務改善につながる取り組みについて取りまとめを行い、市長に提出した。
職員一人ひとりが身近にできることから実行していくことが必要であり、「庁内さわやか運動」として本報告書を参考に、今すぐにもできることから取り組んでいくものとする。

報告書の中から、職員の心がけひとつで今すぐにでもできる主なものは以下のとおりとなっている。

1	電話は丁寧に応対する（所属・氏名を名乗る）	外線、内線を問わず、電話応対時には所属と氏名を先ず名のすることで、責任を持った対応ができる。また市民も安心して用件を伝えられたり、相談できたりする。
2	職員、来庁者に挨拶の実施	来庁者、職員を問わず挨拶を励行する。
3	職員全員が案内係（愛の一声運動）	庁内で迷っている市民等を見かけたときは、積極的に声がけする。
4	資料の両面印刷の推進	内部資料、議会資料等を問わず、両面コピーを徹底する。
5	自主研究・勉強サークル活動の推進	職員の自主研究サークル等の活動を積極的に行う。
6	庁内LANの積極活用	職員が相互に様々な情報を共有できるよう庁内LANをより有効活用する。
7	職場マニュアルの作成	部署ごとに業務マニュアルを作成し、担当者不在のときなども十分に対応できるようにする。
8	課内会議の充実	定期的な課内会議を活発にし、課内の問題点・課題・仕事のスケジュール等を共有する。
9	会議時間は短く	会議時間はできるだけ短くする。
10	市民のための「おせっかい運動」	部署に関係なく外出したときに不法投棄や施設の破損、漏水などを発見したときは担当部署に連絡する。

行 財 政 用 語 集

◆行政用語編

1. 公の施設
2. 指定管理者制度
3. ラスパイレス指数
4. 類似団体比較

◆財政用語編

1. 会計区分
2. 一般財源
3. 実質収支
4. 単年度収支
5. 経常収支比率
6. 公債費比率・起債制限比率
7. 財政再建準用団体
8. 実質公債費比率
9. 地方財政計画
10. 地方財政対策
11. 地方債（市債）
12. 地方交付税
13. 基準財政需要額
14. 基準財政収入額
15. 標準財政規模
16. 財政力指数
17. 臨時財政対策債
18. 財政健全化債
19. 地方譲与税
20. 公債費
21. 繰出金
22. 繰替運用
23. 債務負担行為
24. 骨太方針
25. 三位一体の改革

◆ 行政用語編

1. 公の施設

住民の福祉を増進する目的を有し、住民の利用に供するために自治体が設置する施設をいう。(自治法第244条)

2. 指定管理者制度

指定管理者制度は、「管理代行」という法的性格をもち、「契約」ではなく、地方公共団体の「指定」という行為をもってその管理を行わせるものである。指定管理者となる者は、公共団体、公共的団体、出資法人に制限されず、民間企業（個人は除く。）でも可能となっている。(H15 自治法改正)

3. ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの。

4. 類似団体比較

地方公共団体の定員適正化の参考となるもので、人口規模と産業構造で市町村をいくつかの類型に分類し、同類型内の平均値と比較するもので、毎年定員管理調査の結果を元に毎年示される。

◆ 財政用語編

1. 会計区分

- ・ **一般会計**とは、地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計である。特別会計を設けて計上する経費以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならないこととされている(=単一会計主義)。
- ・ **特別会計**は、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計で、単一会計主義の例外であり、条例により設置することが義務付けられる。公営企業会計、国保事業会計などがこれに該当する。
- ・ **普通会計**とは、個々の地方公共団体によって各会計の範囲が異なっていることから、地方財政統計上統一を期すために用いられる会計区分であり、法定されているものではない。具体的には、一般会計と、特別会計のうち公営企業会計、収益事業会計等を除いたものを合算した会計区分とされている。

2. 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源(⇔**特定財源**)のこと。地方税、地方譲与税、地方交付税などが主要なもの。

【類】**経常一般財源**は、一般財源のうち毎年度連続して経常的に収入される財源のこと。

3. 実質収支

現金主義である公会計に、発生主義的要素を加味することによって、実質的な地方公共団体の収支を表すものである。

【類】**実質収支比率**(赤字の場合、**赤字比率**ともいう)は、**実質収支÷標準財政規模**で表され

るが、これが▲20%(市町村の場合)を超えると、財政再建準用団体とならなければ、ほとんどの地方債の発行ができなくなる。

【算式】 歳入歳出差引額(＝形式収支)－翌年度へ繰り越すべき財源

4. 単年度収支

実質収支が前年度以前からの累積された収支であるのに対して、単年度収支は、当該年度に発生した新たな剰余金又は赤字額を表す。

【算式】 当該年度の実質収支－前年度の実質収支

5. 経常収支比率

当該団体の財政構造の弾力性を表す比率であり、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、経常一般財源がどの程度充てられているかを表すもの。

一般的には、都市にあつては75%程度、町村にあつては70%程度が妥当といわれている。

【算式】 経常経費充当一般財源の額÷経常一般財源総額×100(%)

6. 公債費比率・起債制限比率

いずれの比率も、標準財政規模(一般財源総額)に占める公債費の割合を示す。

起債制限比率が高くなると、一部の事業債の許可が制限されることとなっている。

【算式】 $(A - B + C) / (D + E - C) \times 100$

A＝元利償還金(繰り上げ償還等を除く)

B＝元利償還金に充当された特定財源

C＝普通交付税に算入された公債費(※公債費比率においては、事業費補正算入分を除く。起債制限比率においては、事業費補正算入分を含む)

D＝標準財政規模

E＝臨時財政対策債発行可能額

【類】公債費負担比率は、一般財源総額に対する公債費充当一般財源の割合とされ、交付税算入額を控除しないもの。

7. 財政再建準用団体

地方財政再建促進特別措置法第22条に規定する昭和30年度以降の赤字団体で、同法の規定を準用して財政の再建を行う団体のこと。

財政再建準用団体は、再建計画を作成して、総務大臣の承認を得ることを要するとともに、この再建計画に基づいて毎年度の予算を調製しなければならない。

8. 実質公債費比率

18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したために、従来の公債費比率や起債制限比率に代わり、実質公債費比率という新しい比率で起債制限等を行うこととされた。基本的には分子に地方債の元利償還金(公債費)を置き、分母に標準財政規模(別項)を置いて求める。従来と異なるのは、分子の元利償還金に上水道や交通など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることである。

この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行する。

【算式】 $\{(A+B) - (C+D)\} / E + F - D$

A = 元利償還金（繰り上げ償還等を除く）

B = 元利償還金に準ずるもの

C = 元利償還金に充当された特定財源

D = 普通交付税に算入された公債費

E = 標準財政規模

F = 臨時財政対策債発行可能額

9. 地方財政計画

翌年度の地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込額に関する書類で、内閣が作成し、国会に提出するとともに、一般に公表することが地方交付税法に定められている。

実際の各地方公共団体の収支見込額の積み上げではなく、客観的に推測される歳入歳出の総額を計上したものであるため、実際の決算額との間には、かなりの乖離が生じている。

10. 地方財政対策

毎年度の地方財政計画の前提として、地方財政全体の収支を均衡させるための財源措置のことを指し、毎年総務省と財務省との折衝のうえ決定される。

具体的には、地方交付税の増額（国の一般会計からの特例的な繰出金、交付税特別会計借入金による増額）や地方債の増発（財源対策債、減税補てん債、臨時財政対策債等）などの措置により、不足する財源を補てんすることとなる。

11. 地方債（市債）

道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金をいう。道路や公共の建物などは、将来にわたっても住民の利用に供されることから、将来の住民にも費用を負担していただくという意味で、世代間の公平性という観点からも地方債（市債）を財源とすることができるとされている。

12. 地方交付税

国税五税（所得税等）の一定割合の額を原資とし、すべての地方団体が一定水準の行政サービスを提供できるよう財源を保障するとともに、団体間の財源の不均衡を調整するために交付されるもの。

地方交付税総額の94%は**普通交付税**として、下記の算式による財源不足団体に対して交付される。

残余の6%は、**特別交付税**として、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要（災害の発生等）に対して交付される。

【算式】 財源不足額（交付基準額）＝ 基準財政需要額 － 基準財政収入額

13. 基準財政需要額

各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額で、普通交付税の算定基礎となるものである。

14. 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いられるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額である。

【算式】〔標準的税収入(市町村分の税交付金を含む) 及び地方特例交付金の75%(※)] ＋ 地方譲与税

あるべき一般財源収入額を算定するものであり、課税実績そのものを用いるわけではない。
また、法定外普通税及び目的税は原則として算入されない。

15. 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示す（＝概ね当該団体の一般財源額に相当する）ものであり、各種財政指標の中で用いられる。

【算式】

$$(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税額}$$

16. 財政力指数

地方公共団体の客観的な財政力を表す指標であり、当該年度の財政力指数が1を超える場合は、普通交付税の不交付団体となる。

一般的には、過去3ヶ年平均の数値が用いられている。

【算式】 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

17. 臨時財政対策債

平成12年度までは、地方財源の不足については、交付税特別会計借入金による補てんが基本となってきたが、借入金残高の増大を背景に、特別会計借入金に代えて地方団体が自ら赤字地方債を発行することによって対処することとして、平成13年度に創設された制度。

投資的経費以外にも充当できる赤字地方債であり、後年度元利償還金の全額が交付税措置される。

18. 財政健全化債

自主的な行財政改革・財政健全化に取り組もうとする地方団体について、将来の財政負担軽減が見込まれる範囲内で認められる地方債。

通常の建設地方債であり、交付税措置はない。

19. 地方譲与税

国や府が徴収した税の一部から市町村に配分されるもので、所得譲与税・自動車重量譲与税・地方道路譲与税・航空機燃料譲与税・特別とん譲与税がある。

20. 公債費

特定の事業や財源不足の補てんのために国や府などから借りた市債の返済金とその利息。

21. 繰出金

一般会計と特別会計、または特別会計の相互における会計間で、当該会計から他の会計に支出される経費のこと。

22. 繰替運用

基金に属する現金を期間及び利率を定め、一般会計の現金として借り入れ、運用すること。

23. 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支

出を約束する行為。

24.骨太方針

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の通称。経済、財政、行政、社会などの分野における聖域なき構造改革を進めるべく、構造改革の重要性とこれからの日本の進むべき道を示すために、経済財政諮問会議において答申され、閣議で決定され、その後の予算編成等に反映されていく。

25.三位一体の改革

政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のことで、

- ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減
- ・ 国から地方公共団体への税源移譲
- ・ 地方交付税制度の改革

の3つを一体的に進めようとするもの。

別 紙

- | | |
|---------|----------------------|
| 別紙 1 | 市税徴収基本方針 |
| 別紙 2 | 保育所保育料収納対策 |
| 別紙 3、 4 | 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場収納対策 |
| 別紙 5 | 下水道使用料収納対策 |
| 別紙 6 | 下水道受益者負担金収納対策 |
| 別紙 7 | 水道料金収納対策 |
| 別紙 8 | 土地開発公社の経営健全化に関する計画 |

－ 市 税 徴 収 基 本 方 針 －

別紙 1

泉南市財務部税務課

I 現況

長引く地域経済の低迷、地価の下落などの要因により、市税徴収を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。本市市税収入においても、平成9年度の106億円をピークに減収傾向にあり、平成17年度決算額としては93億円に落ち込んでいる。また、市税徴収率は、平成17年度決算内容として81.9%（現年課税分95.8%、滞納繰越分17.9%）と大阪府内市町村平均92.6%を大きく下回っている状況である。

市税は市の一般財源の根幹をなすものであり、その財源確保のため市税徴収の向上対策は緊急の課題であるとともに、大多数の納期内納税者との公平性を確保するためにも、徹底した滞納整理を行う必要がある。

過去5年間の収入状況

（単位：円）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率(%)
13	現年	10,299,803,568	9,812,146,275	53,271,937	434,385,356	95.27
	滞繰	1,892,542,312	239,768,531	396,133,093	1,256,640,688	12.67
	合計	12,192,345,880	10,051,914,806	449,405,030	1,691,026,044	82.44
14	現年	9,751,721,822	9,212,017,494	55,844,591	483,859,737	94.47
	滞繰	1,708,328,956	249,983,970	164,330,437	1,294,014,549	14.63
	合計	11,460,050,778	9,462,001,464	220,175,028	1,777,874,286	82.57
15	現年	9,222,626,638	8,689,370,817	20,323,743	512,932,078	94.22
	滞繰	1,775,620,566	269,530,381	27,156,749	1,478,933,436	15.18
	合計	10,998,247,204	8,958,901,198	47,480,492	1,991,865,514	81.46
16	現年	8,825,783,474	8,399,222,452	17,431,233	409,129,789	95.17
	滞繰	1,989,797,732	259,903,341	126,530,389	1,603,364,002	13.06
	合計	10,815,581,206	8,659,125,793	143,961,622	2,012,493,791	80.06
17	現年	9,287,748,825	8,898,988,584	25,426,222	363,334,019	95.81
	滞繰	2,011,026,736	360,050,215	110,160,117	1,540,816,404	17.90
	合計	11,298,775,561	9,259,038,799	135,586,339	1,904,150,423	81.94

II 目標

本市の滞納繰越額は、市税全体の調定額の約17%（平成17年度末調定）を占めており、徴収率が改善されない大きな要因となっている。

そこで、新規滞納を抑制し、翌年度への繰越（滞納繰越分）を増加させないためにも、まず現年課税分の更なる徴収強化を図る。

また、滞納繰越分については、効率的な催告及び臨戸訪問を行い、併せて、徹底した財産調査を行うことにより、的確に滞納者の状況を把握し、事案の早期完結及び滞納額の圧縮を図る。

このため、下記に示す姿勢のもと市税収入の確保並びに徴収率の向上に向けた取り組みをすすめるものとする。

①公平・公正な税負担の原則

－納期内納税者との公平性を確保するための徹底した滞納整理－

②悪質な滞納は許さない

－担税力がありながら納付しない滞納者に対する攻めの滞納整理－

③滞納者と真正面から向き合う

－難件事案に対してもきちんと向き合い逃げない逃さない滞納整理－

以上の項目を基本姿勢に、これまで以上に創意工夫し市税徴収向上に向けた取り組みを行うものとし、具体の目標数値として、平成21年度市税徴収率**90.0%**（現年課税分97.2%、滞納繰越分29.3%）と設定し、さらに、平成23年度現年課税分徴収率**97.7%**（府内市町村平均）を目指すものとする。

III 具体の取り組み

①徴収組織体制の強化

現状は地区担当制のもと徴収業務に取り組んでいるが、各担当者とも高額滞納事案から軽自動車税など数千円の少額滞納事案まで処理範囲が広く、また担当者一人当たりの滞納事案件数も多いことから、全件の納税交渉は非常に困難を極めている。

少額滞納事案といえども、公平性の確保及び自主納税の意識の高揚といった面から放置することはできないのは当然であるが、徴収率向

上の観点からみれば、高額滞納事案を優先処理するのは当然である。

そのために高額滞納事案の金額設定を行い、設定金額以上の高額滞納事案専門に処理を担当する組織（「収納対策特別班（仮称）」）を設置し、高額事案の処理促進を図るとともに、豊富な知識・ノウハウをもった府税徴収経験者2名を採用し、助言・指導を得ながら市税徴収部門のスキルアップを図る。

②財産調査および滞納処分の促進

滞納整理に際し、滞納者の実際の納付能力等を判断する上で財産調査は必要不可欠である。このため催告後連絡等がない場合など納税に対して不誠実と判断できる滞納者については、徹底した財産調査を行い、滞納原因の把握に努め、滞納処分が必要と判断した事案については、適時的確に滞納処分の執行を行う。

また、把握した滞納原因により、地方税法第15条の7第1項各号に該当すると判断した事案については、滞納処分の執行停止を行うなど、早期の事案完結に結びつける。

滞納処分にあたっては、債権（預貯金、生命保険等）など換価の容易な財産を優先するとともに、不動産・動産などの換価にあたっては、広く公売情報を周知し、多数の入札者を確保することができるインターネット公売の活用を図る。

③現年課税分の早期着手

徴収率低迷の原因の一つとして、全調定額に占める滞納繰越額の割合が高いことがあげられるが、滞納繰越額の膨大化の原因は、現年課税分からの繰越額の増加と捉え、滞納繰越額を未然抑止するため、現年課税分の取り組みを強化する。

具体的には、これまで現年度滞納者への催告・納税交渉を現年度分最終納期到来以降の3月から取り組み開始してきた。しかしながら、より早期に着手することにより、出納閉鎖までの期間が長くなり納税交渉の機会を多くもつことが可能となり、翌年度への滞納繰越額の抑制にもつながることから、現年課税分については10月から早期着手することとする。

④分納履行監視

諸事情により一括納付できない滞納者については、分割納付（分納）を認めている。しかしながら不履行になるケースも見受けられるため、定期的な履行監視に努め、不履行者については、文書・電話等による納付指導を徹底する。なお、納税誠意がない場合は速やかに滞納処分を行う。

また、少額分納事案については、分納額見直し時に納付資力、生活状況等を調査し、可能な限り増額交渉を行い早期完結に結びつける。

⑤文書や電話等による催告

現状は臨戸訪問中心による納税催告を行っているが、現年課税分や少額滞納事案などは、文書送付や電話による催告により納付に結びつくケースも多い。このため特に督促状や催告書送付後の集中電話催告に重点をおき事務の効率化を図る。

⑥夜間納税相談の開設

従前より毎月10日の午後8時まで夜間納税相談窓口を開設しているが、利用者が少ないのが現状である。しかしながら、昼間仕事等で連絡や来庁できない納税者がおられるのも事実であり、その方々の利便性を考慮し、今後も夜間相談窓口開設事業を継続実施する。また、必要に応じて休日相談窓口の開設も検討する。

⑦コンビニ収納の実施

納税しやすい環境をつくることも徴収向上につながるものと考えられる。したがって、仕事等で金融機関に出向けない方などの利便性を考慮し、コンビニエンスストアでの収納委託業務の導入を行う。

⑧関係機関との連携

税務署・府税事務所・各市町村等との連携を深め、滞納整理に関する情報収集や徴収技術の習得・研究に努める。特に管轄下である泉南府税事務所とは「地方税徴収向上対策協議会」を通じ、研修会の開催・参加並びに情報交換等の連携に努める。

市税の確保は施策に必要な財源を確保するため、いわば市民生活に直結するものであり、市税徴収率の向上と市民サービスの向上は一体的なものと強く認識し、自主納税の確立と一層の市税収入確保に向け、効率的な滞納整理の推進を図るものとする。

<参考資料>

今 後 の 市 税 の 見 通 し

年度	区分	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
18	現年課税分	9,027,981	8,730,058	96.7
	滞納繰越分	1,902,709	293,989	15.5
	計	10,930,690	9,024,047	82.6
19	現年課税分	9,624,544	9,316,559	96.8
	滞納繰越分	1,515,680	352,731	23.3
	計	11,140,224	9,669,290	86.8
20	現年課税分	9,760,649	9,467,830	97.0
	滞納繰越分	1,259,270	348,964	27.7
	計	11,019,919	9,816,794	89.1
21	現年課税分	9,553,553	9,286,054	97.2
	滞納繰越分	1,125,986	330,040	29.3
	計	10,679,539	9,616,094	90.0
22	現年課税分	9,572,718	9,323,828	97.4
	滞納繰越分	988,688	311,691	31.5
	計	10,561,406	9,635,519	91.2
23	現年課税分	9,596,829	9,376,102	97.7
	滞納繰越分	851,957	294,926	34.6
	計	10,448,786	9,671,028	92.6

(参考) 府内市町村の過去5年間平均徴収率 91.6% (現年課税分 97.7%
滞納繰越分 20.6%)

保育所保育料収納対策

健康福祉部子育て支援課

1. 収納状況

・過去3年間の収納状況

現年度

	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
15年度	119,415,595	111,182,255	0	8,233,340	93.11
16年度	128,341,870	121,676,200	0	6,665,670	94.81
17年度	157,421,410	147,366,040	0	10,055,370	93.61

過年度

	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
15年度	18,368,410	1,697,710	1,887,350	14,783,350	9.24
16年度	23,016,690	1,808,490	1,451,200	19,757,000	7.86
17年度	26,422,670	1,755,090	1,796,800	22,870,780	6.64

合計(現年+過年)

	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
15年度	137,784,005	112,879,965	1,887,350	23,016,690	83.06
16年度	151,358,560	123,484,690	1,451,200	26,422,670	82.37
17年度	183,844,080	149,121,130	1,796,800	32,926,150	81.91

・自主納付、口座振替の状況など

18年1月現在

有料保育料件数	862件
口座振替件数	500件
自主納付件数	362件

口座振替率	58.00%
-------	--------

2. 現在の取り組み状況

毎翌月には前月末納者への保育所からの手渡し又は郵送による督促、年4回の保育所からの手渡し、又は郵送による滞納督促を実施。随時電話督促、臨戸徴収なども行っている。

3. 今後の収納率向上のための取り組み

平成20年度から新たにコンビニ収納対応を実施予定。夜間電話督促、夜間臨戸徴収や保育所による直接徴収体制の強化、保育所における対面徴収などにより、保育所保育料収納率の向上をはかり、滞納額の縮減を図る。

4. 目標とする収納率

平成21年度に収納率を現年度99%、過年度10%とする。

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場収納対策

都市整備部施設管理課

1 収納状況

住宅使用料については、公営住宅法の改正により従来の固定家賃から応能応益による家賃制度に改正され、平成 17 年度までの 7 年間の家賃額は負担調整により年々増加してきました。一方では長引く経済の低迷等により、離職や収入減となり、収納率も若干悪化する傾向にあります。また、市営住宅駐車場使用料の収納率についても同様の傾向にあります。

市営住宅使用料 現年度

	調定額 (円)	不納欠損 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)
平成 14 年度	50,205,700	0	44,495,600	88.6
平成 15 年度	51,089,200	0	44,877,600	87.8
平成 16 年度	52,449,200	0	46,317,300	88.3
平成 17 年度	53,560,300	0	47,512,600	88.7

市営住宅使用料 滞納分

	調定額 (円)	不納欠損 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)
平成 14 年度	25,665,526	0	20,397,490	79.5
平成 15 年度	10,978,136	0	4,205,336	38.3
平成 16 年度	12,984,400	0	3,463,600	26.7
平成 17 年度	15,652,700	0	3,931,200	25.1

市営住宅使用料 合計 (現年度+滞納分)

	調定額 (円)	不納欠損 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)
平成 14 年度	75,871,226	0	64,893,090	85.5
平成 15 年度	62,067,336	0	49,082,936	79.1
平成 16 年度	65,433,600	0	49,780,900	76.1
平成 17 年度	69,213,000	0	51,443,800	74.3

市営住宅駐車場使用料 現年度

	調定額（円）	不納欠損（円）	収入額（円）	収納率（％）
平成 14 年度	6,712,700	0	6,437,700	95.9
平成 15 年度	6,299,200	0	5,950,900	94.5
平成 16 年度	6,061,300	0	5,647,200	93.2
平成 17 年度	6,042,400	0	5,591,000	92.5

市営住宅駐車場使用料 滞納分

	調定額（円）	不納欠損（円）	収入額（円）	収納率（％）
平成 14 年度	0	0	0	
平成 15 年度	275,000	0	156,000	56.7
平成 16 年度	467,300	0	188,200	40.3
平成 17 年度	693,200	0	275,600	39.8

市営住宅駐車場使用料 合計 (現年度＋滞納分)

	調定額（円）	不納欠損（円）	収入額（円）	収納率（％）
平成 14 年度	6,712,700	0	6,437,700	95.9
平成 15 年度	6,574,200	0	6,106,900	92.9
平成 16 年度	6,528,600	0	5,835,400	89.4
平成 17 年度	6,735,600	0	5,866,600	87.1

2 現在の取り組み状況

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料は、集金人及び口座振替により納付していただいています。現在、収納率向上に向け、文書送付や電話による催告により、納付指導を行っています。12月と3～5月にかけては、臨戸徴収を実施し、個別交渉により収納に努めています。一括納付のできない長期滞納者については、分納誓約により計画的な納付をしていただくことにより、滞納解消に努めています。

3 今後の収納率向上のための取り組み

今後の収納率向上対策の基本的方針としては、現年度の収納率向上を図り、滞納繰越を極力発生させないことが重要であります。また、滞納者への早期着手を図ることが滞納者の減少につながることから、迅速かつ徹底した滞納整理を行う必要があります。現在の取り組みに加え、次の取り組みを実施してまいります。

- 年2回以外に適宜臨戸徴収の実施
- 滞納事務整理の手順の明確化
- 分納誓約履行の徹底管理
- 高額滞納者に対する徴収強化
- 税担当部署等関係機関との情報交換等による連携
- 悪質な長期滞納者に対しては、法的措置の検討
- 分納誓約等を条件として駐車場使用継続申請の不承認と明渡し

4 目標とする収納率

上記の取り組みを実施することにより、収納率向上を目指し、目標となる数値を次のとおり設定します。なお、後々の滞納につながらないよう、特に現年度を重点とした取り組みを実施し、収納率の向上を図るものとします。

平成21年度目標収納率

項 目	収納率 (%)
市営住宅使用料 現年度	92.0
市営住宅使用料 滞納分	30.0
市営住宅駐車場使用料 現年度	95.0
市営住宅駐車場使用料 滞納分	45.0

下水道使用料収納向上対策

上下水道部下水道整備課

1. 下水道使用料の収納状況

長引く経済の低迷等の要因で、使用者の滞納傾向が続いています。最近5年間の収納状況は、次のとおりです。

現年度

(単位:円)

	A 調定額	B 収入額	B/A 収納率 (%)
平成 13 年度	149,822,806	143,089,571	95.5
平成 14 年度	162,841,144	154,977,974	95.2
平成 15 年度	204,709,202	193,970,336	94.8
平成 16 年度	305,786,779	288,305,905	94.3
平成 17 年度	382,175,968	361,958,087	94.7

滞納分

(単位:円)

	A 調定額	B 不納欠損	C 収入額	C/A 収納率 (%)
平成 13 年度	12,300,550	0	3,728,990	30.3
平成 14 年度	15,261,400	0	3,570,045	23.4
平成 15 年度	19,554,525	0	4,044,885	20.7
平成 16 年度	26,236,166	0	4,884,798	18.6
平成 17 年度	38,830,919	3,265,915	10,421,119	26.8

合計 (現年度+滞納分)

(単位:円)

	A 調定額	B 不納欠損	C 収入額	C/A 収納率 (%)
平成 13 年度	162,123,356	0	146,818,561	90.6
平成 14 年度	178,102,544	0	158,548,019	89.0
平成 15 年度	224,263,727	0	198,015,221	88.3
平成 16 年度	332,022,945	0	293,190,703	88.3
平成 17 年度	421,006,887	3,265,915	372,379,206	88.4

2. 現在の取り組み状況

使用料の徴収業務は、基本として上下水道部業務課に委託しています。現在、下水道整備課の取り組みとしては、悪質な滞納者に対し滞納処分の実施に向け財産調査（預貯金）行っているところです。平成19年度から財産調査の結果を見て差押等滞納処分を行います。

3. 今後の収納率向上のための取り組み

収納率向上対策の基本として、

第1に『現年度分の徴収率向上を図ることが重要で、その結果として滞納繰越の発生を防止することとなる』、第2に『滞納繰越となった滞納者への早期着手を図ることが滞納者の減少につながる』ことから、業務課との連携を更に密にし、次の取り組みを実施していきたいと考えています。

今後の取り組み

- 督促・催促書および差押予告書の送付
- 電話催促
 - a. ボーナス支給月の一斉電話催促
 - b. 勤務時間外の早朝・夜間の電話催促
 - c. 月末の夜間電話催促
- 滞納処分の実施
 - a. 交付要求・参加差押・差押の実施
 - b. 税務課等との連携
- 税務課職員からのノウハウ指導支援の実施
- 業務課との対策会議の実施（4半期に1回）
- 滞納者に対する給水停止の実施（業務課との連携）
- 徴収業務の民間委託（業務課）
- カード引き落としの導入検討（業務課）
- 分納履行監視

4. 目標

上記の取り組みを実施することにより、後々の滞納につながらないよう、特に現年度に重点を置きながら収納率向上を目指し目標数値を次のとおり設定します。

現年度目標徴収率 平成21年度 97.0%

下水道受益者負担金収納向上対策

上下水道部下水道整備課

1. 受益者負担金の収納状況

長引く経済の低迷等の要因で、地元企業の高額滞納分（滞納額の 6 割強）が大きく収納率を下げている状況です。最近 5 年間の収納状況は、次のとおりです。なお、本負担金は、前年度の整備面積（受益地面積）に応じて受益者に賦課することから年度ごとに調定額が変動いたします。（※平成 18 年度は 2 月 15 日時点の見込み額）

現年度

（単位：円）

	A 調定額	B 不納欠損	C 収入額	C/A 収納率 (%)
平成 14 年度	55,744,700		44,827,100	80.4
平成 15 年度	59,692,700		48,368,500	81.0
平成 16 年度	31,182,800	161,800	28,767,900	92.3
平成 17 年度	58,957,900		57,117,200	96.9
平成 18 年度	31,951,700		31,050,000	97.2

滞納分

（単位：円）

	A 調定額	B 不納欠損	C 収入額	C/A 収納率 (%)
平成 14 年度	22,809,100	1,774,000	7,331,500	32.1
平成 15 年度	24,557,900	91,500	3,799,200	15.5
平成 16 年度	31,991,400	897,000	1,231,200	3.8
平成 17 年度	32,116,300	7,036,000	910,900	2.8
平成 18 年度	26,010,000	634,400	5,500,000	21.1

合計（現年度+滞納分）

（単位：円）

	A 調定額	B 不納欠損	C 収入額	C/A 収納率 (%)
平成 14 年度	78,553,800	1,774,000	52,158,600	66.4
平成 15 年度	84,250,600	91,500	52,167,700	61.9
平成 16 年度	63,174,200	1,058,800	29,999,100	47.5
平成 17 年度	91,074,200	7,036,000	58,028,100	63.7
平成 18 年度	57,961,700	634,400	36,550,000	63.1

2. 現在の取り組み状況

本負担金は、一時金であることから口座振替がなく、自主納付していただいています。この場合、金融機関に出かけなければならないため、納め忘れが生じやすい点などがありますが、現在、収納率向上に向け、次の取り組みを実施しています。

- 7月1日～31日 第1期納付期間
 - 7月26日～31日 一括納付報奨金制の再周知電話の実施
 - 8月15日～31日 納付督促（督促状送付後の電話督促）
- 12月1日～25日 第2期納付期間
 - 12月10日～25日 納付促進（電話）
 - 1月15日～31日 納付督促（督促状送付後の電話督促）
- 2月 強化月間（電話・個別訪問）
- 随時
 - 滞納者の状況を見て納付督促（電話・個別訪問）の実施
 - 財産調査（預貯金）の結果を見て滞納処分の実施

3. 今後の収納率向上のための取り組み

収納率向上対策の基本として、

第1に『負担金の趣旨を理解していただくために十分な説明を行う』、第2に『現年度分の徴収率向上を図ることが重要で、その結果として滞納繰越の発生を防止することとなる』、第3に『滞納繰越となった滞納者への早期着手を図ることが滞納者の減少につながる』ことから、趣旨の徹底説明、現年度単発および滞納繰越の早期滞納整理、迅速かつ徹底した滞納整理を行う必要があります。また、前述の高額滞納者（2社・現在分納中）についても対策を講じる必要があります。したがって、現在の取り組みに加え、次の取り組みを実施してまいります。

今後の取り組み

- 工事実施時における納付義務と一括納付報奨金活用についての徹底説明
- ボーナス支給月の職員一斉電話督促と個別訪問の実施
- 毎月末の夜間電話督促の実施
- 滞納処分の積極的実施（預貯金・給与・生命保険・敷金・電話加入権等）
- 税務課職員からのノウハウ指導支援の実施
- 分納履行徹底監視
- 高額滞納者に対する徴収強化

4. 目標

上記の取り組みを実施することにより、後々の滞納につながらないよう、特に現年度に重点を置き、目標数値を次のとおり設定します。

現年度目標収納率 平成 21 年度 99.0%

水道料金収納対策

上下水道部 業務課

(前は、H13. 7. 1に料金改定が行われた)

【表1】 (税抜)

不納欠損額	
13年度決算	13,322,726
14年度決算	7,338,283
15年度決算	7,937,341
16年度決算	7,158,595
17年度決算	9,089,474
18年度決算	未決算
19年度決算	〃
20年度決算	〃
21年度決算	〃
22年度決算	〃
23年度決算	〃

円

【表2】

過年度未収金		現年度収納率%	3月末日調
7年度分	4,640,420	99.59	13年
8年度分	6,773,345	99.43	14年
9年度分	6,388,460	99.47	15年
10年度分	7,394,525	99.39	16年
11年度分	9,348,600	99.22	17年
12年度分	11,382,270	99.03	18年
13年度分	16,273,077	98.79	〃
14年度分	21,579,989	98.46	〃
15年度分	26,152,272	98.11	〃
16年度分	28,367,391	98.00	〃
17年度分	36,505,918	97.48	19年1月末日

円

【現 況】

・表1を見るだけでは、今後不納欠損額が増えるとも減るとも判断は難しいが、各年度決算の不納欠損額は増減の波はあるものの増える傾向が感じられる。
(※不納欠損額には時効による未収金も含まれているが、他の因子も含まれているので一致はしないが検討の目安となる)

・表2、水道事業の決算締切日が3月31日であるため、2月分3月分の水道料金納期と検針・請求のタイムラグがある。
又、経年中(16,15,14,13,12の各年度分)を見てみると、徴収等に応じる者が1年より2年と、経過するうちに増えているのが読み取れ、最終の収納率は99.42%程度(7～11年度分の平均)となっている。

【目標】

・滞納や未収にはいろんな要因が考えられる。倒産、破産、死亡、転居による居所不明、市内に居ながら長期不在等があるが、特に後半の原因への収納強化を図ることで、21年度には現在より2.5%の収納率向上を目標にしている。
(※17年5月の収納率は96.1%、を 22年5月の収納率を98.6%にアップ)

【効 果】

・19～21年度で46,920千円 (19=6,900、20=15,180、21=24,840千円)

【対 策】

- ・督促状(や催告書)を郵送し、向上を図る。
- ・訪問徴収を、重点者に対して行う。
(今までは地域を定めて行っていた)
- ・銀行引き落としやコンビニ等の振込みを奨励し、向上を図る。
(今までも行っていたが、より積極的に行う)
- ・カード引き落としの導入を検討する。
(近隣市の状況把握が必要)

土地開発公社の経営健全化に関する計画

第1 経営健全化の期間

平成19年度から平成23年度

第2 経営健全化の基本方針

泉南市土地開発公社の経営健全化に向けての取り組みは、平成8年度に「土地開発公社の今後のあり方(基本方針)」、平成13年度に「土地開発公社健全化指針」を策定し、公社の経営健全化に努めてきた。

その結果、平成9年度の保有高13,068,085千円が平成17年度末で10,092,494千円と8年間で2,975,591千円縮減したが、簿価総額は泉南市の標準財政規模(H17)の88.5%を占めており、依然として厳しい状況にある。

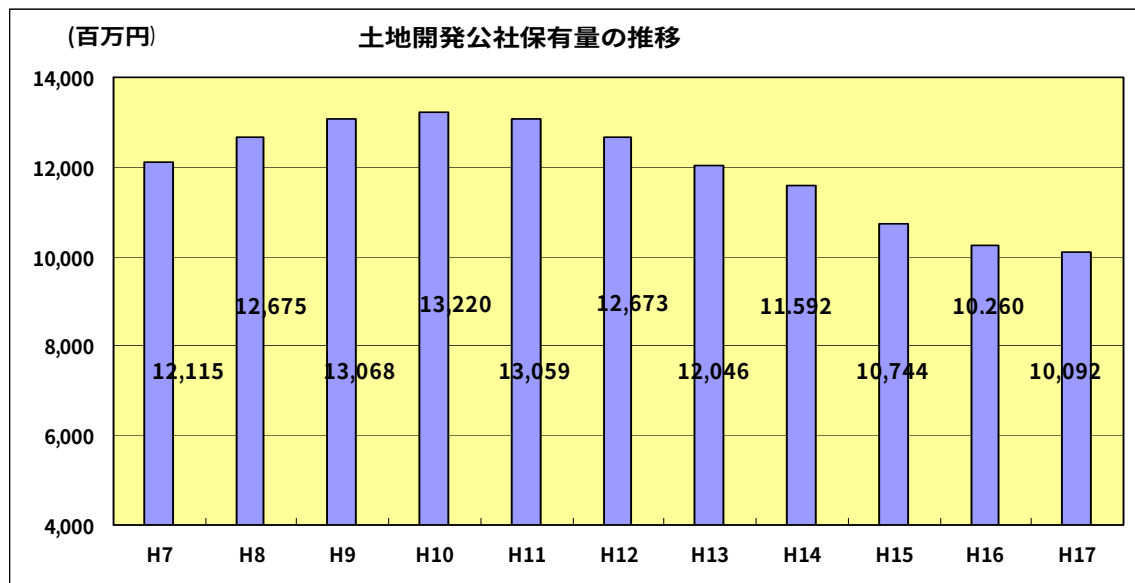
そのため、経営健全化の新たな取り組みを行う必要があることから、本市の財政状況に応じた、「土地開発公社の経営健全化に関する計画」を策定し、次に掲げる目標達成に向けて取り組んでいく。

[健全化に向けた目標]

保有土地の簿価総額の縮減

土地開発公社の平成23年度末の保有土地の簿価総額を泉南市の標準財政規模の0.785以下に縮減する。

現行 0.885 → 0.785 (0.100の縮減)



第3 公社経営健全化計画実施のための体制

「(仮称)土地開発公社経営健全化計画対策委員会」を設置し、経営健全化計画の進行管理等を実施する。

委員長 副市長

委員 総務部長 財務部長 財政課長 行財政改革室長

事務局 土地開発公社

第4 各年度の用地処分・保有計画

(単位：百万円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年度初保有額	10,198	10,306	9,836	9,318	9,076
市による取得	97	677	246	279	229
民間売却	0	0	469	150	100
処分計画額	97	677	715	429	329
当該年度利子	205	207	197	187	183
年度末保有額	10,306	9,836	9,318	9,076	8,930

※ 計画期間中の民間金融機関からの借入金調達金利は 2.0%と設定

第5 債務保証等対象土地の処分計画

(単位：百万円)

番号	事業名	簿価	処分方針	処分予定年度	事業予定年度
1	市場岡田線用地	297	当初用途で市が再取得、一部事業外用地については民間売却	H24 以降	H24 以降
2	信達樽井線用地	1,187	当初用途で市が再取得、一部事業外用地については民間売却	再取得中	事業中
3	中央公園用地	2,521	当初用途で市が再取得	H24 以降	H24 以降
4	樽井駅前広場代替用地	429	民間売却	H22 以降	—
5	樽井駅前地区周辺再開発用地	576	用途を変更して市が再取得	H21 以降	H21 以降
6	和泉砂川駅周辺整備用地	2,553	代替地として活用、用途を変更して市が再取得、民間売却	H22 以降	—
7	地区計画区域内整備用地	349	市が再取得	H24 以降	H24 以降
8	宮川用地	156	当初用途で市が再取得	H24 以降	H24 以降
9	旧持家制度用地	914	西側は用途を変更して再取得、東側は民間売却	H20 以降	H20 以降
10	鳴滝第一保育所用地	325	市が再取得	H24 以降	H24 以降
11	廃棄物処分用地	786	市が再取得	H24 以降	H24 以降

第6 その他の経営健全化のための措置

1. 保有土地の有効利用

公社保有土地は、従前から取得した土地について、暫定利用を行ってきたが、今後も可能な限り有効利用を図る。

2. 人件費等の管理経費削減

平成18年度に体制の見直しを行ったところであるが、今後も効果的な運営を図り人件費等の削減に努める。

3. 設立団体（泉南市）における用地取得依頼手続等の改善

翌年度又は翌々年度に国・府補助金、起債等の特定財源が見込まれ、事業化できるものを除き、原則として公社による先行取得は行わないこととする。